

# 2022 現況のご報告

ハイナン農業協同組合

この冊子は、農協法54条の3に定められた経営内容の開示のための冊子（ディスクロージャー誌）です。

## 目 次

ごあいさつ.....	1
JAハイナンの経営理念・方針	
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針・基本目標.....	2
3. 経営管理体制.....	3
事業の概況（令和3年度）.....	4
事業・活動のトピックス（令和3年度）.....	5
地域・文化への貢献と農業振興活動.....	6
1. 地域貢献情報	
2. 農業振興活動	
コンプライアンス・リスク管理への取組み	
1. コンプライアンス（法令等遵守）経営.....	7
2. リスク管理の取組み.....	7
3. 内部監査体制.....	8
4. 金融ADR制度への対応.....	8
5. 金融商品の勧誘方針.....	9
6. 個人情報保護方針.....	10
当組合の概況	
1. 組合の機構.....	11
2. 組合員の状況.....	12
3. 組合員組織の状況.....	12
4. 役員の状況.....	12
5. 職員の状況.....	13
6. 役員・職員の報酬について.....	13
7. 沿革・歩み.....	13
8. 店舗・地区等の状況.....	13
事業のご案内	
1. 主な事業の内容.....	14
2. JAバンク基本方針・系統セーフティーネット.....	15
3. 商品・サービスのご案内.....	16
経営資料編.....	17
開示項目掲載ページ一覧.....	51

## ごあいさつ

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aハイナンは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌

「2022 JAハイナン現況のご報告」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

さて、令和3年度は3か年計画「新時代への挑戦、農業の飛躍・経営の革新」の2年目として引き続き7つの基本目標と17の重点目標を設定し、具体的施策に取り組んでまいりました。基本目標「飛躍的な生産拡大に直結する農業振興を行います」におきましては、茶契約栽培の生産面積の拡大、秋冬期野菜の4月、5月出荷の取扱量拡大、レタス類・花き・芋切干しを中心とした地産ブランド化の確立等々、各生産部会の皆様と共に6つの品目別チームで出荷量、販売高の増加に取り組んでまいりました。また、楽天ECサイトを立ち上げ、新たな客層・年代に向けての販売を強化いたしました。

基本目標「収支均衡に向けた経済事業改革を行います」では、5JA（ハイナン、大井川、遠州夢咲、掛川市、遠州中央）共通の茶化成肥料、さかな茶配合肥料、LC配合肥料を販売し、生産資材価格の低減に取り組んでまいりました。さらに、令和2年4月より営農経済・流通販売事業の収支均衡を目指し策定した「JA営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を、静岡県信連農業部のサポートを受け、引き続き取り組んでいるところでございます。

経済環境の厳しさが増すなか、皆様のご理解、ご協力により令和3年度の事業実績は、次頁以降に示す内容となっております。特に財務の健全性を示す自己資本比率は21.52%と早期は正措置の基準を大きく上回っており、不良債権率も1.69%と経営の健全性と安定化が図られております。

今後も新型コロナウイルスの影響が心配されますが、令和4年度は3か年計画の最終年度として10年後の現実像を実現するため、スピード感を持って更なる事業改革を進めてまいります。

皆様方の益々のご健勝をお祈り申し上げるとともに、今後も変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月28日

代表理事組合長 大石 直司

# J Aハイナンの経営理念・方針

## 1. 経営理念

私たちは、組合員の拠り所となる組織であり続けるために、

- 一 絶えず「農業の未来」を考え行動し、農業を振興します。
- 一 満足度の高い事業を展開し、組合員と職員の幸福を追求します。

## 2. 経営方針・基本目標

平成 27 年度からの J A 自己改革で「農家組合員の農業所得の向上」「地域社会への適切なサービス提供」の実現を目指しています。

### ◇ 営農経済部門

農業の飛躍的な生産拡大に向けて、担い手や生産者組織と連携した品目別チームによる取り組みと出向く体制の強化により、管内主要品目の産地振興、農家組合員の農業所得向上、地域の活性化支援に取り組みます。また、農家組合員へのサービスを維持・向上するため、従来に捉われない営農経済事業改革に取り組みます。

### ◇ 流通販売部門

高い専門性を最大限に發揮し、生産部会及び共販体制と一体となった農産物販売体制の強化並びに産地維持に取り組み、農産物のブランド化と物量の確保を図ることにより市場等での有利性を高めます。また、新たな販路の開拓と販売提案を行い、地域活性化と農業所得の向上を目指します。更に、主幹作物である静岡牧之原茶の生産販売体制の強化及び産地維持に取り組みます。

### ◇ 金融部門

農業メインバンク機能を發揮し、地域農業の生産拡大を強力に後押しする事業の展開を目指します。さらに、デジタルイノベーションの進展による金融サービスの変容に伴い新時代に対応した金融事業を行うとともに、「つかう・ためる・そなえる・ふやす・のこす」といった総合的な金融ニーズに応じたライフプランサポートを実践し、顧客本位の営業活動で組合員・利用者に寄り添った事業を展開します。

### ◇ 共済部門

利用者・地域住民に対し事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会作りに貢献します。また、デジタル技術を活用した「量」の拡大と「質」の高度化を目指し「強固な事業基盤の確保」を図り、常に寄り添う身近な J A 共済を実現します。

## 基　本　目　標

1. 飛躍的な生産拡大に直結する農業振興を行います。
2. JA事業で生産拡大を強力に後押しします。
3. 生産拡大を応援する組合員組織を育成します。
4. 新時代に対応した金融・共済事業変革を行います。
5. 収支均衡に向けた経済事業改革を行います。
6. 組合員の意思反映に基づく組合運営を行います。
7. 持続可能な経営基盤を確立・強化します。

### 3. 経営管理体制

#### ◇当JAの機関の内容

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、自己改革や3か年計画の目標である農業所得の向上や事業を通じた地域社会への貢献等の改革を一層進めるため、理事の登用方針を定め、認定農業者等の地域農業の担い手や、JA事業に実践的な能力を有する者等を理事に登用しました。また、組合員の各層の意思反映を行うため、従来の女性部出身理事に加え、青壮年部などから理事の登用を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、監事には農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

#### ◇業務の適正を確保するための体制

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくために、「内部統制に関する基本方針」を策定し、JAの適切な内部統制の構築・運用に努めています。

## 1. 法令や定款等を遵守するための理事や職員の職務執行体制

- (1) JAの基本理念を共有し、コンプライアンスの重要性を徹底することで、役職員は常に法令・規則や定款等を遵守して行動します。
- (2)法令や定款・諸規程等に違反する重要な事実を発見した場合には、監事に報告するとともに、対応策を協議・検討し、速やかに是正します。
- (3)内部監査部署は、内部統制の検証・評価を行います。また、内部監査で指摘を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- (4)業務に関して倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談や通報ができるヘルpline制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- (5)監事、内部監査部署、会計監査人は密接に連絡し、適正な監査を行います。
- (6)反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- (1)文書や情報の取扱いに関する方針や規程に従い、理事会や委員会の議事録等の職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- (2)個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切に保存・管理します。

## 3. リスク管理に関する規程類等やその他の体制

- (1)様々なリスクに対応するため、リスク管理の基本的な体制を整備します。
- (2)JAの事業活動で発生しうるリスクを把握・評価し、リスクを適切に管理します。

## 4. 理事や職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)役職員が効率的に職務を遂行することができるよう、職制、機構や業務分掌を明文化し、指示命令系統を明確にします。
- (2)中長期の視点を踏まえて、事業計画や部門別事業計画を策定します。また、目標の管理を適切に行い、事業計画の達成に向けた効率的な管理を行います。
- (3)各業務における規程やマニュアル、業務手続書等を整備し、効率的に業務を執行します。

## 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1)監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保できる体制を整備します。
- (2)監事と定期的に協議を行い、十分な意思疎通をはかり、監事の効率的かつ効果的監査の実施を支援します。

## 6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1)会計基準や法令等を遵守した各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
- (2)適正な財務報告の作成のため、決算担当部署に必要な人員を配置します。また、会計・財務等に関する専門性を向上させるための人材育成に努めます。
- (3)法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて、財務情報の適切な開示に努めます。
- (4)財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャー誌に記載します。

# 事 業 の 概 況

令和 3 年度

(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)

令和 3 年度は、3か年計画「新時代への挑戦、農業の飛躍・経営の革新」の2年目として、7つの基本目標と 17 の重点目標を設定し「農業の飛躍的な生産拡大」、「経営環境に対応した事業・経営の転換」に向けて、取り組みました。

健全性確保に努めた結果、事業利益 213 百万円、経常利益 416 百万円、税引前当期利益 251 百万円となりました。

各事業報告は次のとおりです。

## 《 営農経済部門》

### 生産部会の強化による「めざす現実像」の実現

#### 1. 目指す現実像の実現

(1) 10 年後の現実像に向け、品目別チームごとに情報共有を行い、重点施策に取り組みました。

#### 2. 生産拡大が図れる省力化資材の開発及び普及

(1) 生産拡大につながる、2 資材を実用化しました。

#### 3. 作期拡大

(1) レタスの 4、5 月出荷向け生産指標の開示と指標に基づく生産拡大を推進し、作付面積 210a となりました。

### 重点品目の生産団地化による飛躍的生産拡大

#### 1. ハウスリースの事業開始

(1) ハウスリース事業実施要領を制定し、9 月より事業を開始しました。

#### 2. 茶園転換畠地化

(1) 茶園転換地の新規作物への誘導と、果樹園芸団地への転換に取り組みました。

(2) 茶園転換地の土壌分析を実施し、9 圃場の土壌改良を提案しました。

### 生産拡大を担う多様な担い手の育成・確保

#### 1. 新規生産者の受入体制の整備

(1) がんばる新農業人の受入農家 2 戸を選定しました。

(2) 新規生産者（就農者）の支援として、イチゴ栽培講習会を開催しました。

#### 2. 農業経営支援の充実

(1) 50 経営体への意向調査とカルテの作成を開始しました。

## 生産基盤を支える労働力の確保

### 1. 無料職業紹介事業の機能強化

- (1) 無料職業紹介所では、求人 32 件、求職 55 件の申し込みがあり、マッチング件数は 32 件に増加しました。

### 2. 多様な働き手の活用

- (1) 関連機関、団体と連携した多様な働き手による労働力支援を実施し、しづ農コネクト（企業連携）8 件、職員ダブルワーク 3 件、農福連携 1 件、外国人雇用（特定技能 1 号）1 名の働き手を確保しました。

## 基盤整備による優良農地の確保

### 1. 生産効率の良い農地確保

- (1) 基盤整備事業による農地集積として、朝生原地区茶園基盤整備 21.8ha を支援しました。  
(2) 農地中間管理事業による担い手への農地集積を推進し、農地集積面積は 34.07ha となりました。

## 新たな販路拡大に向けた販売機能強化

### 1. 加工・業務向け農産物の販売拡大

- (1) 地産ブランド化プロジェクトチームにより芋切干し試験製造を実施しました。

### 2. 静岡牧之原茶の生産・販売強化

- (1) 静岡牧之原茶「望」の生産拡大に取り組み、一番茶では 51.6ha、二番茶では 69.0ha、合計 120.6ha の生産面積となりました。

- (2) 茶契約栽培の品質向上指導を行い、適合率は一番茶では 99.1%、二番茶では 97.9% となりました。

### 3. 地産ブランド化の確立

- (1) 芋切干し原料（サツマイモ）の生産拡大を推進し、新たに 3 戸が生産を開始しました。

## 効果的・効率的な営農指導体制の構築

### 1. 効果的・効率的な営農指導体制の構築

- (1) 農業経営事業の事業拡大に向けて、サツマイモ原料を 20 a で生産しました。

- (2) 農業経営支援担当者向け研修会を 10 回開催しました。

### (3) 出向く体制整備

営農技術員、営農アドバイザーの一体化に向けて、営農技術員による重点訪問先 50 先を選定し支援しました。

## 「農業振興の応援団」の取組強化

### 1. 自ら作って「応援」

- (1) 園芸講座（農業塾）の取組強化により「ハイナン農業塾」卒業生にほうせん館等への出荷を推進し、農業塾の受講者は 27 名、新たに 2 名が出荷を始めました。

### 2. 労働力支援して「応援」

- (1) 准組合員向けに無料職業紹介所の P R を 2 回実施しました。

## 農業関連事業の事業改革

### 1. 予約購買率向上に向けた営農アドバイザーの提案力強化

- (1) 予約注文書の内容及び価格設定の見直しと、営農アドバイザー・営農技術員への情報提供を行いました。

### 2. 牧之原物流センター及びJA配送拠点の有効活用

- (1) JA配送拠点一車直送集約と、店舗間転送による運賃の削減に取り組み、配送経費を1%以上削減しました。

### 3. 出迎える体制の整備

- (1) POSレジの運用を令和3年11月に開始し、業務の効率化に取り組みました。

### 4. 5JA事業連携による生産資材価格の低減

- (1) 5JA集約銘柄の施肥提案による利用促進に取り組み、5JA共通茶用配合は28,658袋、5JA共通茶用化成は10,350袋受注しました。

### 5. 農機具センターの体制整備

- (1) 大型農機集中センターの設置検討と体制整備に取り組みました。

### 6. 生活購買事業の収支改善

- (1) ガス事業の自動検針への移行による業務効率化と給油所キャンペーンを実施しました。

- (2) 事業提携先との連携強化により、葬祭事業のシェア率の維持に取り組み、シェア率61%となりました。

### 7. 利用事業の事業改善

- (1) ライスセンターの利用を大型農家、近隣JAへ推進しました。

- (2) 水稲育苗の事業改善に向けて作業効率化を検討しました。

- (3) 野菜育苗の事業拡大に向けて作期拡大分の受注を推進しました。

- (4) ドローン導入による薬剤散布の事業拡大に取り組み、ドローン散布受注面積は9haとなりました。

## 多様化する組合員への対応強化

### 1. 青壮年部の運営参画の促進

- (1) 青壮年部員による新規生産品目拡大への取り組みを支援しました。

- (2) 技術力・経営力向上活動として、複合経営品目・直販事業説明会を開催しました。

### 2. 女性部の運営参画の促進

- (1) 役職員・女性理事との意見交換を地区ごとに計3回実施しました。

- (2) 「ハピネス倶楽部」と「わくわくセミナー」の効果検証・改善により、ハピネス倶楽部は活動が定着し、新規参加者8名、全26名で活動しました。

- (3) 食農教育、地産地消、地域貢献活動を通じたJA事業への参画に取り組みました。

### 3. 多様な組合員ニーズに応える相談機能の強化

- (1) 支店担当者及び関連部署と連携した相談機能を強化し、24件の相談を受け付けました。

- (2) 農業税務相談機能の強化に取り組み、国税庁HP活用数が511件、e-Tax利用件数は109件となりました。

## 《流通販売部門》

### 新たな販路拡大に向けた販売機能強化

#### 1. 加工・業務用向け農産物の販売拡大

(1) 加工・業務用向け野菜の販売先を2件獲得しました。

#### 2. 有利販売を目的とした契約的販売の拡大

(1) マーケットインを意識した有利販売に繋がる契約的販売先を2件新規獲得しました。

(2) 茶契約栽培適合率の向上に取り組んだ結果、1番茶は99.1%、2番茶は97.9%となりました。

(3) 静岡牧之原茶「望」の共販取扱高の強化に取り組んだ結果、計画比143.2%取扱高143,181千円となりました。

#### 3. 製品茶の販売先拡大

(1) 製品茶の販売先を3件新規獲得しました。

#### 4. 出荷者の確保・拡大による販売高の向上

(1) 新規出荷者数取込目標6名に対して、19名の新規出荷者の取り込みを行いました。

(2) 茄・レタス・白葱のパッケージセンター運用収支シミュレーションを作成しました。

(3) 直販出荷協力会員17名(計画比85.0%)を新規獲得しました。

#### 5. 合理的な営業体制の確立

(1) ECサイト(楽天市場)の強化に向け、新たな営業体制を確立しました。

#### 6. 販売事業の収支均衡に向けた展開

(1) 集荷施設利用料・パート人件費の徴収を11月より開始しました。

(2) ほうせん館の労働時間を年間1,080時間削減しました。

(3) 幹旋手数料改定に向け生産者組織への説明と協力依頼を行いました。

#### 7. 直営工場の運営

(1) 協力委員会と連携し、生葉数量の確保を図りました。

年間取扱量371,383kg・計画比94.5%

(2) GAP認証継続支援による生産者の意識啓発を行いました。

#### 8. 地産ブランド化の確立

(1) 品質評価の高い主要品目(レタス類・カスミ草・ガーベラ等)を中心に高品質維持を図り、産地信頼度向上に努めました。

(2) 品目別チームと芋プロジェクトチームと連携して芋切干し・大根切干しの販売強化を行いました。

#### 9. ファーマーズマーケットの販売拡大

(1) ほうせん館出荷者協議会員20名を新規獲得しました。

(2) 産地間連携の強化を行い、外部販売取扱高43,235千円(計画比144.1%)を達成しました。新たな販路拡大に向けた販売機能強化

## 《金融部門》

### 10年先の経営環境に対応した信用事業変革

#### 1. 貸出の強化

##### (1) 推進・商品戦略・人材育成

牧之原市と連携した教育ローン「おかえりローン」を企画し販売を開始しました。

#### 2. ライフプランサポートの実践

##### (1) ライフイベントセールスを通じた利用者基盤の維持・強化に努めました。

##### (2) 投資信託等を活用したライフプランコンサルティングの実践を行い、投資信託新規口座 214 件を開設しました。

##### (3) JA貯金の調達適正化に向け「集まる貯金」の獲得に努めました。

#### 3. 組合員・利用者接点の再構築

##### (1) 非対面チャネルの強化として、個人ネットバンク及びJAバンクアプリの提供を行い 370 件の新規契約を獲得しました。

##### (2) 推進体制の構築として、預り資産の取り扱いを強化しました。

##### (3) 業務・事務の合理化、効率化に努めました。

##### (4) 収益改善・コスト削減の取り組みとして、手数料の適正化を行いました。

### 農業メインバンク機能の発揮

#### 1. 地域農業者のニーズに対応したコンサルティング機能の発揮

##### (1) 農業融資専任担当者、支店担当者、営農アドバイザーとのミーティングや同行訪問を強化し、農業者の課題やニーズを情報共有することにより「顧客本位の営業活動」に努めました。

#### 2. 農業資金の対応力強化

##### (1) 推進・商品戦略

メイン強化先への定期訪問（訪問カバー率 100%）に努め、アグリマイティー資金 71 件、273,340 千円実行しました。

##### (2) 貸出実施体制、人材育成

農業融資ニーズへの対応力強化に向けた研修会を実施し、人材育成の強化に努めました。

## 《共済部門》

### 10年先の経営環境に対応した共済事業変革

#### 1. エリア戦略データを活用した地域特性に応じた「攻め」と「守り」の活動実践

##### (1) アップセル※1・クロスセル※2 の取組強化

「世帯単位」のあんしんチェックを実施し、9,949 世帯の訪問活動を行いました。

##### (2) ニューパートナー※3 に対する訪問強化

未加入世帯への F S T（同行訪問）を年 11 回開催し、ニューパートナー 401 名獲得しました。

##### (3) WEB マイページ登録促進の取り組み

訪問先での案内及びDMを活用し、667件のWEBマイページを登録していただきました。

## 2. ライフプランに応じた「ひと保障」の充実

### (1) 生きる保障の提案強化

3Q訪問活動（近況確認）によりニーズ把握に努め、医療共済新規118.4万ポイントの実績を獲得しました。

### (2) ライフプランに合わせた、ひと分野の取組強化

世帯全体の保障点検を通して、生存系共済新規170.0万ポイントの実績を獲得しました。

## 3. 取り巻く環境変化に順応した推進体制の構築

### (1) LA（共済渉外）・スマイルサポーター（共済窓口担当者）・管理者の育成強化

顧客のニーズに合わせた訪問活動により、保有高維持に努めた結果、解約失効率は2.63%となりました。

### (2) 支店内情報連携による支店力強化

情報連携強化を目的とし、支店力強化キャンペーンを行った結果、4店舗が目標を達成しました。

## 4. 契約者・利用者満足度向上に向けた取り組み

### (1) 契約者・利用者対応力の強化に努めました。

## 5. JAの事務負荷軽減に向けた取り組み

### (1) 事務負荷軽減による労働生産性の向上に努めました。

※1 アップセル 既加入保障分野（ひと・いえ・くるま）に追加加入すること

※2 クロスセル 既加入保障分野（ひと・いえ・くるま）以外の保障分野へ加入すること

※3 ニューパートナー 初めて契約された方

## 《総務企画部門》

### 生産拡大を後押しする人材の育成・広報活動の強化

#### 1. 「食と農」に関する学習機会の強化

若年層教育として、1年を通し水稻の定植から収穫、調理までの農業体験研修を行いました。

#### 2. 全役職員による広報活動の実施

各地区にて「はいなん市」を開催し、管内農産物のPR活動を行いました。

### 「農業振興の応援団」の取組強化

#### 1. 地域住民に向けて「食べて応援」の取組推進

広報誌を毎月発行、テレビ番組「ごちそうカントリー」放映前に周知のチラシを掲示し農産物の魅力を発信しました。

### **効率的な事業運営体制構築と要員配置の最適化**

1. 中長期収支シミュレーションを踏まえた要員計画の実践  
毎月、部門別・店舗別の収支分析を行い、適正な要員配置を行いました。
2. 5JA事業連携協議会を通じた事業拡大・その他JA経営の高度化効率化等の実践  
協議会・幹事会・作業部会を開催し、事業拡大の検討を行いました。
3. 連合会と一体となった効率的な事業運営体制の検討  
連合会と一緒に効率的な運営をするために、研究会・プロジェクトを開催しました。
4. 再雇用職員の新たな業務の検討  
店外ATM精査業務を再雇用職員により内製化しました。

### **計画的な施設投資と委託事務の見直しによる物件費の抑制**

1. 中長期収支シミュレーションを踏まえた施設投資計画の策定実践  
本店集出荷場の建設、茶業センター冷蔵機器更新、東部農機具センター及び東部営農経済センターの建設・改修の検討を行いました。
2. 遊休資産の有効活用  
店舗再編による遊休資産の活用方法を検討し、売却及び売却に向けた折衝を行いました。

### **事業・経営の転換を担う人材の育成**

1. JAハイナンの基盤となる研修体系づくり  
研修体系づくりとして、若年層教育及び階層別研修を継続しました。また今年度は、営農経済職員向けに、人間力・意識行動革新を図るため、外部講師による研修を行いました。
2. 働き方改革への対応  
社会保険労務士によるハラスメント及び労働時間について、説明会を開催しました。

## **《内部監査部門》**

1. 内部監査の実施にあたっては、事業経営目的の効果的な達成に役立つ事を目的として、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法を提言しました。
2. 健全な経営を確保し、組合員・利用者の信頼を確保するため、リスク管理を含む内部管理態勢の確立・強化のための監査に努めました。
3. 指摘事項を修正するだけで終わっていないか、指摘への対処は特定の支店に限定されていないか、過去の監査等の指摘事項の対応状況について確認しました。
4. 内部監査計画の重点項目及び不祥事未然防止のための内部監査の重点監査手続を中心に内部監査を実施しました。

## 事業・活動のトピックス(令和3年度)

### ◎本店集出荷場稼働へ

新たな販売拠点として、令和3年11月に本店集出荷場を新設しました。三か所の集出荷場を一元化し、集荷や品質検査はパート職員が担うことでの販売担当職員は販売戦略の立案と実行に費やす時間を確保できるようになりました。



本店集出荷場の外観

### ◎東北・北海道の児童53万人に緑茶ティーバッグ配布



配布した緑茶ティーバッグ

国の国産農林水産物等販路拡大多様化緊急対策事業を活用し、北海道・東北の小学生53万人に緑茶のティーバッグを配布しました。同商品はECサイト「茶ぐりん楽天市場店」で販売し、新規顧客獲得に努めました。

### ◎はいなん市開催

新型コロナウイルスの影響で昨年から中止していた農協祭の代替として御前崎・相良・榛原・吉田の4会場で「はいなん市」を開催しました。管内産野菜や青森産リンゴの販売、野菜苗の配布などを行い、4会場で計1080人が来場しました。



はいなん市 榛原会場の様子

### ◎ハイナンアカデミア開講



第一回講義の様子

厳しい環境変化に対応するため、事業変革を進める職員「変革リーダー」の育成を目指して、次世代リーダー養成プログラム「ハイナンアカデミア」を令和3年8月に開講しました。組織を巻き込んで戦略を確実に実践できる人材の育成を行いました。

# 地域・文化への貢献と農業振興活動

J Aは、農業に基盤をおいた協同組織です。農業は地域の重要な産業であり、J Aは地域農業の振興のため次のような事業・活動を展開しています。また地域環境、青少年の教育などにも農業は有益と考えており、農家の組合員とともに地域の皆様が農業と触れ合う機会を提供しています。平成27年度からは「農家組合員の農業所得の向上」の実現のため自己改革を実践しています。

## ◎環境問題及び食の安全・安心への取り組み

環境保全型農業への取り組みが推進される中、効率的な施肥体系や減農薬等の新たな栽培技術への取り組みを進めています。また、ECセンサーシステムの有効利用により、茶園のEC、PF、地温、気温、雨量、チャハマキ・コカクモンハマキのフェロモントラップデータをJ Aホームページで情報提供し、データ分析を行い合理的な施肥管理や害虫の適期防除指導を行っています。さらに、農業用ビニール、ポリマルチ、肥料袋、農薬の空容器などの廃プラスチック等の回収も実施し積極的に環境保全に取り組んでいます。

食の安全・安心への取り組みについては、J Aハイナンが集荷する作物について、栽培暦や防除暦を作成し安全な施肥、防除体系を示し、トレーサビリティ体制の充実を図っています。特に管内茶工場については、J G A P認証取得の推進に努めています。

## ◎担い手・新規就農者への支援

担い手の育成では、冊子「茶プラス」で、茶との複合経営が出来る作物（レタス、リーフレタス、ブロッコリー、スイートコーン、馬鈴薯、いちじく、寒玉キャベツ）の収支を示し、農家経営安定への提言に努めるとともに、女性、高齢者、定年帰農者、新規就農者の方々の担い手の農業環境を整備するため、ファーマーズマーケット「ほうせん館」の更なる充実に努めています。

## ◎青壮年部活動

「食と農が育む体験運動」を推進し、児童が農業体験を通して農業の楽しさを肌で実感できる機会を積極的に設ける活動を展開しています。また、自己研鑽のために、栽培講習会や品評会出品茶の製造、互評会、闘茶会を開催しています。

## ◎女性部活動

「食と農」を重点活動方針として住みやすい地域活動を目指して女性部活動を展開しています。新規部員獲得と若い世代の参画に向けた「ハピネス俱楽部」を開催し、年10回講座を開いています。朝市、加工グループ連絡会では、各地域において新鮮で安心な農産物、加工品の提供に努めており、助け合い組織「どんぐりの会」は、ミニデイサービス・施設ボランティア活動を行っています。また、座談会や学習会で意識啓発に努め、女性部の正組合員加入運動を展開しています。

## ◎地域密着金融への取り組み

農業と地域社会に貢献するため、各種資金の提供や農業制度資金の取扱いを通じて、地域の活性化のために取り組んでいます。

## ◎J AハイナンSDGsの取り組み

当組合の事業や活動が与える多面的な影響に配慮し、地域社会を構成する一員として、事業・経営の革新を図るとともに、社会的役割を誠実に果たすため、SDGsに取り組みます。

## コンプライアンス（法令遵守）への取り組み

コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際して、関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会規範を全うすることをいいます。

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行なうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

□ 常勤役員、室部長、基幹支店長および統括営農経済センター長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会を中心とする内部管理体制を構築とともに、全役職員に守るべき法令や規範を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、研修会等を通じて役職員のコンプライアンス意識の高揚に努めています。

コンプライアンスプログラムを毎年度策定し、統括部署がその進捗管理を行っています。

□ 利益相反行為、その他重要な取引については、その都度理事会に付議する等、理事に課せられた忠実義務、善管注意義務を遵守するため、理事相互間のけん制を徹底しています。

□ 監事5名を置き、理事会に出席するとともに、半期ごとに全事業所を対象に厳正な監査を実施し、理事の業務執行の妥当性、適法性を監視しています。

また、監事のなかに常勤監事、員外監事を置き、監査の充実に努めています。

□ 事業ごとに、法令等に準拠した詳細な事務マニュアルを作成し、研修会等を通じて、担当職員にその遵守を徹底しています。

□ 懲罰委員会を設置し、法令違反には厳しく対処する体制を整備しています。

□ 組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、相談・苦情窓口の「苦情相談窓口」を設置しています。

## リスク管理への取り組み

当JAでは、経営上発生する可能性のある各種リスクに対応するため、次のとおりリスク管理に努めています。

### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の

重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

## ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができるないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## ④ オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

## 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA全共連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 信用事業：(電話：0548-22-9538 (月～金 9時～17時))  
共済事業：(電話：0548-22-9544 (月～金 9時～17時))

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### 「信用事業」

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

①の窓口または(一社) JAバンク相談所(電話 03-6837-1359)にお申し出ください。

#### 「共済事業」

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.htm>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、上記または①の窓口にお問合せください。

## 金融商品の勧誘方針

当JAでは、金融商品販売法の規定にもとづき下記の「勧誘方針」を定め、店頭にポスターを掲示し、職員研修を行うなど、体制の整備に努めています。今後も商品やリスクの内容について皆様に十分ご理解いただけますよう、従来以上に職員教育に努めていきます。

### 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧説にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さんに対して適正な勧説を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧説は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧説に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

平成20年6月1日  
ハイナン農業協同組合

## 個人情報保護方針

### ハイナン農業協同組合個人情報保護方針

ハイナン農業協同組合  
代表理事組合長 大石 直司

(17年4月1日制定、平成29年6月28日最終改定)

ハイナン農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

#### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものといい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

#### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

#### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

#### 8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 9. 繼続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

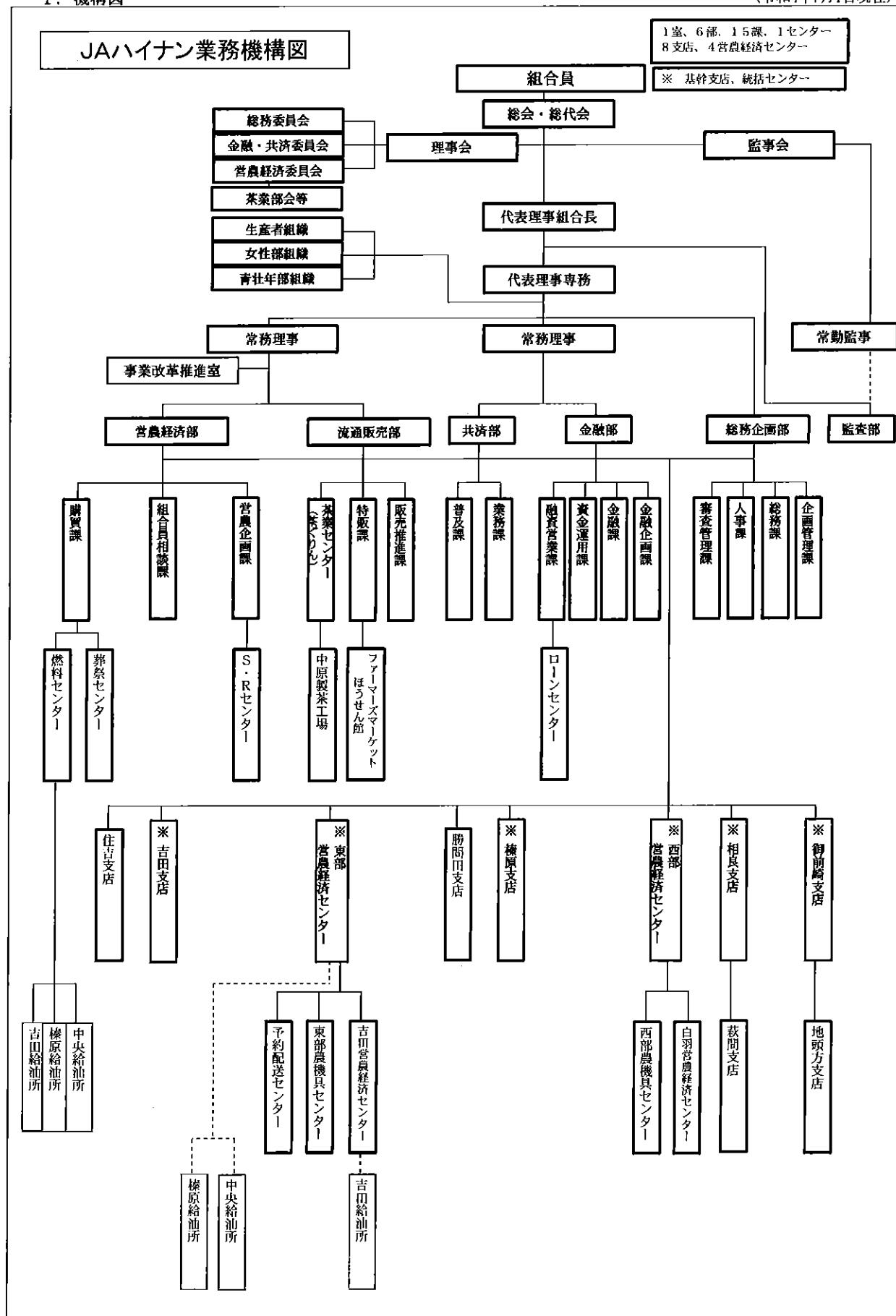
なお、「個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内」については当JAホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>

## J Aの概況

### 1. 機構図

(令和4年7月1日現在)



## 2. 組合員の状況

(単位：人)

資格区分	令和2年度末	令和3年度		令和3年度末
		加入	脱退	
正組合員数	6,277	77	230	6,124
准組合員数	9,695	307	259	9,743
合 計	15,972	384	489	15,867

## 3. 組合員組織の状況

当JAの組合員組織は、組合員の自主的な組織であり、組織の規則等の改廃は組織自らが行い、運営や活動についてJAの承認をえるような組織ではありません。ただしJAの目的である農業・地域振興、協同組合活動、事業利用を法人であるJAと協働して行う組織であることから、次の組織を組合内組合員組織としています。

(令和3年度末 単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
女性部	646	玉葱苗委員会	5
青壮年部	65	無花果委員会	16
茶業振興委員会	30	根菜部会	14
レタス委員会	120	エンドウ部会	4
大根委員会	78	ハイナン地域畜産振興会	10
柑橘委員会	48	たまねぎ委員会	45
花き委員会	35	白葱委員会	20
苺委員会	26	農協荒茶共販委員会	55工場
メロン委員会	24	農協茶契約出荷者協議会	29工場
サニ一委員会	17	中原茶工場協力委員会	22
ブロッコリー委員会	12	ほうせん館出荷者協議会	457
南瓜委員会	23		

## 4. 役員の状況

(令和4年7月1日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	大石 直司	"	石間 正道
代表理事専務	八木 達良	"	増田 令子
常務理事	川口 彰男	"	岩村 章子
常務理事	田中 義孝	"	太田 宜孝
理事	笹野井達彦	"	中島 安彦
"	増田 悅弘	"	大石 和臣
"	紅林 重夫	代表監事	絹村 尚巳
"	鈴木 宏幸	常勤監事	三輪 一元
"	望月喜一郎	監事	中田 吉則
"	松本 周治	"	大石 守昭
"	高橋 三好	員外監事	石切山淑郎

## 5. 職員の状況

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度
正職員	312	285
正職員に準ずる者	78	77
合計	390	362

注：「正職員に準ずる者」とは、正職員に準ずる身分(労働条件)で、雇用期間が概ね1年以上継続している者を表します。なお、上記人數の中には、臨時的・季節的雇用者は含んでおりません。

## 6. 役員・職員の報酬について

当JAの役員報酬については、報酬総額が正組合員等が構成員の審議会の答申に基づき、毎年度総代会で決定され、役員個別報酬額は責任等に応じ理事会等で決定しています。また退職慰労金はあらかじめ総代会で決められた基準に従い、支払年度の総代会で決定しています。いずれの報酬も業績により連動する体系ではなく賞与等や割増退職金制度はありません。

職員の給与は「職員給与規程」で規定していますが、年額報酬で当JAの常勤役員報酬の平均を超える重要な職員はありません。

## 7. 沿革・歩み

当JAの地区は、御前崎市(旧御前崎町の御前崎・白羽地区)・牧之原市(旧相良町・榛原町)・吉田町の2市1町からなり、地域の中心部を走る国道150線、その北側を東名高速道路が走り、吉田、牧之原インター、エンジンと立地条件に恵まれております。また、東は大井川、西には御前崎、北には、牧之原大茶園を背景とし、南には広大な砂丘と遠浅の海岸線の駿河湾に面しております。このような立地条件の中、平成5年3月に南榛原・榛原・ハイナン吉田の3農協が合併しました。合併後、各施設の充実を図ると共に、各事業についても銳意万進した結果、本年度末貯金残高2,053億円、貸出金418億円と健全経営をモットーに事業運営に最大限の努力をいたしております。

## 8. 店舗・地区等の状況

### (1) 地区

当JAは、御前崎市のうち旧御前崎町、牧之原市、吉田町を地区としています。

### (2) 店舗等

(令和4年7月1日現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数	金融事業以外の主な事業の概要
本店	牧之原市静波73-5	0548-22-8000	2	共済・購買・販売・指導
茶業センター茶ぐりん牧之原	牧之原市布引原884	0548-27-1001	—	加工
御前崎支店	御前崎市白羽3521-28	0548-63-2395	1	共済
白羽営農経済センター	御前崎市白羽3521-28	0548-63-6190	—	購買
地頭方支店	牧之原市地頭方86-1	0548-58-0621	1	
相良支店	牧之原市相良339	0548-52-0281	2	共済
西部営農経済センター	牧之原市菅ヶ谷872-2	0548-53-2020	—	購買・販売・指導
西部農機具センター	牧之原市菅ヶ谷872-2	0548-53-2022	—	農機具販売及び整備事業
萩間支店	牧之原市黒子188-1	0548-54-0321	1	
東部営農経済センター	牧之原市静波73-5	0548-22-9529	—	購買・販売・指導
東部農機具センター	牧之原市静波73-5	0548-22-9531	—	農機具販売及び整備事業
榛原支店	牧之原市細江4260-1	0548-22-0750	2	共済
勝間田支店	牧之原市勝間570-3	0548-28-0211	1	共済
ほうせん館	牧之原市細江1986-1	0548-24-1177	—	販売
吉田支店	吉田町片岡2153	0548-32-1121	2	共済
吉田営農経済センター	吉田町片岡2153	0548-32-1125	—	購買
住吉支店	吉田町住吉2039-1	0548-32-0115	2	共済

なお、上記以外に店外設置のATMを10台設置しております。

また、経済事業の施設として、ガソリンスタンド3店、集荷場、加工場等、様々な施設を保有しております。

当JAには、特定信用事業代理業者はありません。

## 事 業 の ご 案 内

ハイナン農協は、地域の皆様の暮らしや経営にともなう幅広い事業を行っておりますので、どなたでもお気軽にご利用いただけます。主な事業についてご案内いたします。

### 営農指導事業

指導事業は、組合員や地域の皆様の農業経営・生活指導をはじめ、税務相談や土地有効活用などの資産運用相談、健康管理活動等の暮らし全般にわたりサポートしております。

### 購買事業

農家の方には肥料、農薬、飼料、農機具等の有利購買、また、地域の皆様には生活に欠かせない食品類をはじめ、ガソリン類、衣料品、日用品等を取り扱っております。

### 販売・直販事業

指導事業と連携を取り、安全・安心で新鮮な野菜、果物等、また牛、豚、牛乳等の出荷・販売を行っております。

### 茶加工事業

生産者から直接生葉を買い取り製造を行っておりますので、よりおいしいお茶の販売を行っております。

### 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる銀行業務を行っております。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3つの組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

#### ★貯金業務

組合員をはじめ地域の皆様からの貯金をお預かりしております。

総合口座、普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいくとともに、全国のJAや銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも貯金の引き出しができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

#### ★融資業務

組合員をはじめ地域の皆様の暮らしや、農業者・事業主の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体等への融資を通じ、地域経済の発展に貢献しています。

#### ★為替業務

全国のJAグループをはじめ、全国の銀行や信用金庫などの金融機関への安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いをしています。また、手形、小切手の交換・取立ての業務を行っています。

#### ★国債・投資信託の窓口販売

国債や投資信託の窓口販売のお取扱いをしています。

#### ★その他

公共料金等の各種料金の自動支払い、給与や年金等の各種自動受取り等を行っております。

## 共済事業

共済事業は、組合員をはじめ地域の皆様の「生命と財産を守る」ことを目的とし、生命共済、医療・がん共済、年金共済、建物共済、自動車共済など幅広く商品を取り揃えております。

### ★生命総合共済

万一の場合、入院、手術、先進医療、後遺障害、重い生活習慣病などに備え、加入者のニーズにあったものをお選びいただけるよう数多くの商品を取り揃えてあります。

### ★年金共済

ゆとりあるセカンドライフをお手伝いをする共済です。

### ★建物更生共済

建物や家財、什器備品などが火災・地震・津波・風水害・盗難などで被害を受けた時に保障する商品です。

### ★自賠責共済

法律によって、全ての自動車に加入が義務づけられている共済です。

### ★自動車共済

対人賠償、車両・対物賠償並びに搭乗者傷害などを保障する共済です。

自賠責共済とセット加入されると対人賠償の掛金がさらに割り引きされます。

### ★傷害共済

目的に応じて保障をお選びいただける共済です。

## 【加入者サービス】

○生命系共済加入者を対象に、人間ドックの受診を行っております。

○自動車事故を起こした方のために24時間体制で事故受付を行っております。

## 「JA バンク基本方針」について

「JA バンク基本方針」は、「JA バンクシステム」を確立するため、JA・信連・農林中金が一体となって取組むべき基本的な事項について、JA バンクの総意として定める「行動規範」です。

### JA バンク基本方針の概要

#### I 「JA バンクシステム」の基本的方向

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- 3 資金を安全・効率的に運用し、体制・能力を超えた資金運用を防止
- 4 破綻未然防止のため、問題の早期発見により経営改善を行い、改善困難な場合には速やかに組織統合を実施
- 5 指定支援法人\*に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

\*指定支援法人：(一社) ジェイエイバンク支援協会が、指定支援法人としての役割を担っています。

#### II 「JA バンク会員」の役割等

- 1 農林中金の役割 (JA バンクの総合的戦略の樹立、JA・信連に対する必要な指導、「JA バンク中央本部」の設置・運営、特定承継会社を適切に運営、JA・信連の会計監査人との間で情報連携を図る)
- 2 JA・信連の役割 (農林中金の指導の遵守、「JA バンク県本部」の設置・運営、一体的な事業運営への取組)
- 3 中央会との連携 (JA バンクシステムの適切な運営のため、必要に応じ中央会と連携)

#### III 「JA バンク会員」の責務

- 1 JA バンクの一体的事業運営 (JA バンクの総合的戦略に基づく一体的な事業運営)
- 2 JA バンク全体の安全・効率運用の確保 (信連・農林中金への資金預入、相互援助預金預託基準・余裕金運用自主ルールの遵守)
- 3 経営状況の報告等 (経営管理資料、その他経営状況に関する事項について農林中金に報告、農林中金が求める調査の対応)
- 4 資金運用制限ルールの遵守 (実質自己資本比率、業務執行体制にかかる基準に該当した場合、体制・体力に応じた資金運用範囲の制限)
- 5 経営改善ルールの遵守 (経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強等経営改善策の確実な実行)
- 6 組織統合ルールの遵守 (経営継続上の重大な問題が生じた場合、信連・農林中金への信用事業譲渡等を実施)
- 7 会計監査人監査等への適切な対応 (内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性及び信頼性を確保)
- 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守 (信連・農林中金への信用事業譲渡を行う場合、計画を策定し実践)
- 9 指定支援法人への財源拠出 (毎年度必要な財源を拠出)

#### IV 「JA バンク会員」が享受するメリット

- 1 「JA バンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い
- 3 「JA バンク」商標、及びこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
- 4 指定支援法人の支援

#### V 基本方針等を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

基本方針等を遵守しない会員に対し、農林中金は勧告・警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、会員からの強制脱退措置を講ずる。

#### VI 基準等の変更等

金融情勢・JA バンク会員の経営状況等を踏まえ、JA バンクシステムの信頼性を確保する観点から、基本方針の内容・基準について毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

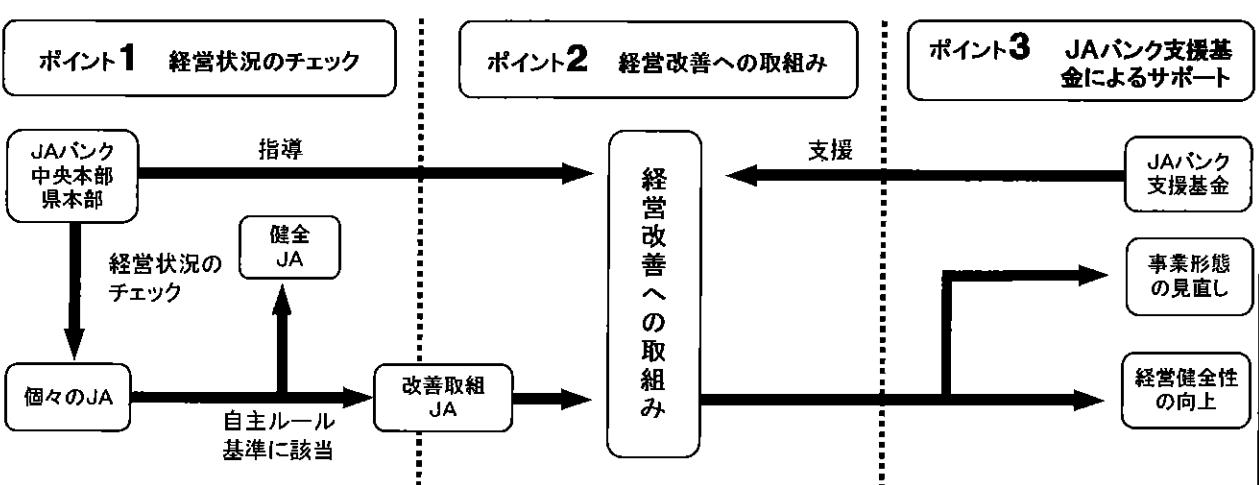
## 「セーフティーネット」について

当JAは、リスクに対応した経営と自己資本の充実に努めています。また、万が一の場合でも皆様の貯金はJAバンク制度と貯金保険制度で守られています。

### JAバンクの安心をささえる2つの制度

#### ① 破綻未然防止システム (JAバンク独自のシステムです。)

JAバンク全体で経営の健全性を確保し、組合員・利用者の皆様に一層の「安心」をお届けします。



#### ② 貯金保険制度 (国による公的制度です。)

貯金者を法律によって保護する保険制度です。(貯金には、保険がかけられています。)

対象貯金等		対象以外貯金等
当座貯金 普通貯金 別段貯金		
決済用貯金 <sup>(注1)</sup> (利息がつかない等の 条件を満たす貯金)	決済用貯金 以外の貯金	その他の貯金等 定期貯金、定期積金、貯蓄貯金等
全額保証	合算して元金1,000万円までとその利息等 <sup>(注2)</sup>	対象以外貯金等 外貨貯金、譲渡性貯金等
		破綻農水産業協同組合の財産の状況に 応じて支払い (一部カットされることがあります。)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できていること」という3つの条件を満たすものです。

(注2)1,000万円を超える元本とその利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

## 信用事業のご案内（主な取扱商品）

### 貯 金

(令和4年7月現在)

種類	内 容	期 間	預入単位等
普通貯金	<p>いつでも出し入れができる、お財布代わりにご利用できます。この口座は年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。</p> <p>さらにキャッシュカードでCD／ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。</p> <p>貯金保険制度により全額保護される、無利息の普通貯金無利息型（決済用）もあります。</p>	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
総合口座	<p>普通貯金に定期性貯金（メリットツー・スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期）・定期積金をセットすることで、定期性貯金・定期積金残高の90%（千円未満切捨て）、最高200万円まで貸越できる大変便利な商品です。「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えています。年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。</p> <p>さらにキャッシュカードでCD／ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。</p> <p>貯金保険制度により全額保護される、総合口座（普通貯金無利息型（決済用））もあります。</p> <p>個人のお客様専用商品です。</p>	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
貯蓄貯金	<p>普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて6段階の金利が設定されています。なお、給与・年金等の自動受取や公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。</p> <p>個人のお客様専用商品です。</p>	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
当座貯金	お客様からのご依頼により決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。 無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。解約の場合2日前までにご連絡いただきます。	特に期間の定めはございません。（ただし7日間の据置期間が必要です。）	お預け入れは最低5万円以上1円単位。
メリットツー	<p>複数ある定期貯金を順次まとめていく、おまとめサービス機能と、一定の据置期間経過後の一括支払機能のある定期貯金です。貯めながら、必要な時はいつでもお引き出しができる便利な定期貯金です。個人のお客様専用商品です。</p> <p>*基準定期の利率に設定されている金額階層を下回る一部支払はできません。</p>	1年、3年の定型方式です。	お預け入れは1円以上1円単位。 おまとめの対象定期として追加でお預け入れすることができます。
期日指定定期貯金	金利は店頭表示されます。利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置期間後は、1か月前までにご連絡いただくことにより、いつでもお引き出しできます。個人のお客様専用商品です。	最長3年（据置期間1年） (満期日の指定は1か月前までにご連絡いただきます。)	お預け入れは1円以上300万円未満で1円単位。
スーパー定期	金利は店頭表示されます。複利型の定型方式3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は有利な半年複利（個人のお客様専用）があります。	単利型は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	お預け入れは1円以上1円単位。
大口定期貯金	金利は店頭表示されます。大口資金の運用に有利な商品です。単利型のみとなります。	定額方式は1か月、3か月6か月、1年、2年、3年、4年、5年。 期日指定方式は1か月超5年未満。	お預け入れは1,000万円以上1円単位。

変動金利定期貯金	金利は店頭表示されます。また、お預け入れ日以降6か月毎に適用金利の見直しを行います。	1年、2年、3年	お預け入れは1円以上1円単位。
定期積金	ご計画に合わせ積み立てていく積金です。利回りは店頭表示されます。  〔定額式〕毎回一定の金額のお積み立て 〔目標式〕ご計画に合わせ目標額と期間を決定 〔増増式〕1年毎、掛け金をアップさせ大きく貯める 〔満期分散式〕毎年、満期金を受け取るタイプの定期積金 なお、満期時のお取扱いについて、自動満期処理の特約（定期貯金作成、口座振込）および自動再契約の特約を付加することが可能です。	定額式、目標式は6か月以上 60か月以内 増増式は24か月、36か月、48か月、60か月 満期分散式は、36か月、48か月、60か月	定額式、目標式、増増式のお預け入れは1回あたり1,000円以上1円単位 満期分散式のお預け入れは、1回あたり3,000円以上（契約年数×1,000円）1円単位
年金定積	掛け込み周期を2、3、6か月単位とした定期積金です。特に年金をお受け取りの方には、受け取り時期にあわせた掛け込みができるメリットがあります。	6か月以上5年以内	お預け入れは1回あたり10,000円以上1円単位
積立式定期貯金 一括預入年金型	まとまった金額を一括で預け入れ、1、2、3、6か月毎に受け取りができます。	据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。（初回定期の預入満期日を除く）	お預け入れは10万円以上1円単位。
積立式定期貯金	指定された積立間隔（1、2、3、6か月）毎に積立て（随時積立も可）、お受け取りは一括受取型（満期型）、年金型、一般型（エンドレス型）の3種類。	一般型（エンドレス型）は特に期間の定めはございません。 一括受取型（満期型）は積立期間6か月以上10年以下、据置期間1か月以上3年以下。 年金型は積立期間12か月以上、据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。	お預け入れは1回あたり1円以上1円単位。
財形貯蓄	勤労者のための財産形成貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして有利に積立てます。財形住宅と財形年金合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
一般財形貯金	貯蓄目的は自由です。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しができます。（お引き出しの1か月前までにご連絡いただきます。）	3年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立て非課税が適用されるたいへん有利な目的貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形年金貯金	在職中に退職後のために積立てを行い、60才以降に年金方式（2か月又は3か月毎のお受け取り）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される便利な貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上積立て、据置4か月以上又は6か月～5年以内、受取5年以上～20年以内	お預け入れは1円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすく」	「しづおか子育て優待カード」「他都道府県の子育て支援バスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方（契約時）を対象とし、契約期間により、契約時の店頭表示利回りに+0.05%を上乗せし、満期時まで適用される有利な商品です。お取扱いは令和5年3月31日までです。	2年以上5年以内	契約額は50万円以上。掛け金額は1回あたり、1,000円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすくプラス」	「しづおか子育て優待カード」「他都道府県の子育て支援バスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方（契約時）を対象とし、保護者の方が児童手当のお受取りをJAにご指定いただいている場合に、定期積金の店頭表示金利に+0.1%上乗せされる有利な商品です。お取扱いは令和5年3月31日までです。	2年以上5年以内	契約額は50万円以上。掛け金額は1回あたり、1,000円以上1円単位。

## ローン

(令和4年7月現在)

ローン名 項目	JA住宅ローン（JA統一ローン）		
	JA住宅ローン (一般型)	JA住宅ローン (100%応援型)	JA住宅ローン (借換応援型)
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の新築、増改築</li> <li>・住宅又は宅地の購入</li> <li>・他金融機関の住宅ローンの借換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の新築・増改築</li> <li>・住宅（土地付）の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他金融機関の住宅ローンの借換</li> </ul>
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の方</li> <li>・満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方</li> <li>・勤続年数1年以上の方（自営業者の方は3年以上）</li> <li>・団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJA負担）</li> </ul>		
ご利用方法	ご利用金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上10,000万円以内（1万円単位）</li> </ul>	
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（1か月単位）</li> </ul>	
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利（又は元金）均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> <li>・元利（又は元金）均等年2回返済（原則、専業農業者）</li> </ul>	
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農業信用基金協会の保証</li> </ul>	
	担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。</li> <li>・原則として融資対象住宅に火災共済（保険）を付保し質権を設定いたします。</li> </ul>	

ローン名 項目	JAリフォームローン（JA統一ローン）	
	お使いみち	ご利用いただける方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の増改築・改装・補修及び住宅関連設備等の設置にかかる工事費用</li> </ul>	
ご利用方法	ご利用金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の方</li> <li>・住宅をお持ちの方または家族が住宅をお持ちの方</li> <li>・満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方</li> <li>・勤続年数3年以上の方</li> <li>・貸付期間10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJA負担）</li> </ul>
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上15年以内</li> </ul>
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> <li>・元利均等年2回返済（原則、専業農業者）</li> </ul>
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農業信用基金協会の保証</li> </ul>
	担保	不要

ローン名 項目		JA住宅ローン（JAバンクローン）		
		新築・購入コース	借換コース	リフォームローン
お使いみち		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の新築、購入</li> <li>・住宅用土地の購入</li> <li>・住宅の増改築、改装、補修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他金融機関の住宅ローンの借換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の増改築、改装、補修</li> <li>・リフォーム部分の借換</li> </ul>
ご利用 いただける方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の方</li> <li>・満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方</li> <li>・勤続年数1年以上の方</li> <li>・団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJA負担）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に在住又は在勤の方</li> <li>・満20歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方</li> </ul>
ご利用方法	ご利用金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上10,000万円以内（1万円単位）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1,500万円以内（1万円単位）</li> </ul>
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以上40年以内（1年単位）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以上15年以内（1か月単位）</li> </ul>
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利（又は元金）均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> <li>・元利（又は元金）均等年2回返済（原則、専業農業者）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> </ul>
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協同住宅ローン㈱（KHL）の保証</li> </ul>		
	担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。</li> <li>・原則として融資対象住宅に火災共済（保険）を付保し質権を設定いたします。</li> </ul>		不要

ローン名 項目		リフォームローンN	空き家解体ローンN	無担保借換住宅ローンN
お使いみち		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の増改築、改装、補修</li> <li>・住宅関連設備等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の解体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他金融機関の住宅ローンの借換</li> </ul>
ご利用 いただける方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に在住又は在勤の方</li> <li>・満20歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方</li> <li>・継続して安定した収入がある方</li> </ul>		
ご利用方法	ご利用金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1,500万円以内（1万円単位）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上500万円以内（1万円単位）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上2,000万円以内（1万円単位）</li> </ul>
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上15年以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上10年以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上20年以内</li> </ul>
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> </ul>		
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三菱UFJニコス㈱の保証</li> </ul>		
	担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>不 要</li> </ul>		

ローン名 項目	J Aマイカーローン	マイカーローンN
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車又はオートバイの購入資金及び付帯費用</li> <li>・自動車用品購入資金</li> <li>・車検、修理費用</li> <li>・運転免許取得費用</li> <li>・他社自動車ローンの借換資金 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車又はオートバイの購入資金及び付帯費用</li> <li>・自動車用品購入資金</li> <li>・車検、修理費用</li> <li>・運転免許取得費用</li> <li>・他社自動車ローンの借換資金 等</li> </ul>
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の方</li> <li>・満18歳以上で完済予定時満72歳未満の方</li> <li>・勤続年数6か月以上の方</li> <li>・前年度税込年収が150万円以上の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に在住又は在勤の方</li> <li>・満18歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方</li> <li>・継続して安定した収入がある方</li> </ul>
ご利用方法	ご利用金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1,000万円以内（1万円単位）</li> </ul>
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以上10年以内</li> </ul>
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> </ul>
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農業信用基金協会の保証</li> <li>・三菱UFJニコス㈱の保証</li> </ul>
	担保	不要

ローン名 項目	J A教育ローン	教育ローンN	スーパー教育ローンN (カードローンタイプ)
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時及び就学に必要な資金</li> </ul>		
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の方</li> <li>・満20歳以上66歳未満で完済予定時満71歳未満の方</li> <li>・教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方</li> <li>・勤続年数6か月以上の方</li> <li>・前年度税込年収が150万円以上の方</li> <li>・団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJA負担）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に在住又は在勤の方</li> <li>・契約時の年齢が満20歳以上65歳未満で、完済時予定時満72歳未満の方</li> <li>・教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方、もしくはご本人</li> <li>・継続して安定した収入がある方</li> </ul>	
ご利用方法	ご利用金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上1,000万円以内（1万円単位）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極度額10万円以上700万円以内（10万円単位）</li> </ul>
	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以上15年以内（在学期間+8年6か月）（据置期間は最長6年6か月以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以上15年以内（在学期間を含む）（据置期間は初回貸付日から卒業予定年月の末尾の6か月後以内）</li> <li>・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで</li> <li>・新規貸越可能期間は最長対象子弟の卒業年度末日以内</li> </ul>
	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> <li>・元利均等年2回返済（原則、専業農業者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）</li> <li>・新規貸越可能期間中は利息（保証料含む）のみ返済</li> <li>・新規貸越可能期間終了後は借入極度額に応じて指定された返済元金と別途利息（保証料含む）を返済</li> </ul>
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農業信用基金協会の保証</li> <li>・三菱UFJニコス㈱の保証</li> </ul>	
	担保	不要	

ローン名 項目	J A クローバローン	J A プラスL
お使いみち	・生活に必要な一切の資金 (負債整理資金、所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金、営農資金及び事業資金は除く。)	・生活に必要な一切の資金
ご利用 いただける方	・組合員の方 ・満18歳以上で完済予定時満71歳未満の方 ・勤続年数6か月以上の方 ・前年度税込年収が150万円以上の方	・地区内に在住又は在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上で、契約期限時満60歳未満の方 ・JAに毎月5万円以上給与振込をしている方、又は予定している方 ・貸付自粛対象者ではない方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上300万円以内（1万円単位） ・極度額10万円以上50万円以内（10万円単位）
	ご利用期間	・6か月以上5年以内 ・契約日から1年後の応答日の前日 (契約者から解約の意思表示がなく、JA所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合は1年間延長。)
	ご返済方法	・元利均等毎月返済（ボーナス併用可） ・口座入金による随時返済
	保証	・県農業信用基金協会の保証 ・県農協保証センターの保証
	担保	不 要

ローン名 項目	フリーローンN	多目的ローンN
お使いみち	・生活に必要な一切の資金または事業資金 (負債整理資金等、所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金は除く。)	・資金使途が確認できる生活に必要な資金または事業資金（負債整理資金等、所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金は除く。）
ご利用 いただける方	・地区内に在住又は在勤の方 ・満20歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 ・継続して安定した収入がある方	・地区内に在住又は在勤の方 ・満20歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 ・継続して安定した収入がある方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上500万円以内（1万円単位） ・10万円以上500万円以内（1万円単位）
	ご利用期間	・6か月以上10年以内
	ご返済方法	・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）
	保証	・三菱UFJニコス(株)の保証
	担保	不 要

ローン名 項目	カードローンN
お使いみち	・生活に必要な一切の資金
ご利用 いただける方	・地区内に在住又は在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上70歳未満の方 ・継続して安定した収入がある方 ・貸付自粛対象者ではない方
ご利用金額	・極度額10万円以上500万円以内(10万円単位)
ご利用期間	・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで (契約者から解約の意思表示がなく、JA所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合は1年間延長。)
ご利用方法	・約定返済日:毎月5日 ・返済額:前月約定返済日の貸越残高の2% (万円未満切り上げ)
保証	・三菱UFJニコス株の保証
担保	不 要

#### 農業資金

農業資金 項目	アグリマイティー資金
お使いみち	・農業に関係する設備資金・運転資金 ・他金融機関から借入れている農業資金の借換え ・農地上の太陽光設備資金 等
ご利用 いただける方	・当JAの組合員の方、もしくはJAが定めた農業者等の方
ご利用金額	・10万円以上30,000万円以内(1万円単位) (但し、再生可能エネルギー対応資金 20,000万円以内・災害緊急資金 最高1,000万円以内)
ご利用期間	・最長20年以内 ※資金用途により異なります
ご利用方法	・長期資金 元金均等または元利均等返済 ・短期資金 元金均等または期日一括返済
保証	・静岡県農業信用基金協会
担保	・必要に応じて設定させていただく場合がございます。

## 1. 主要手数料一覧

令和4年7月1日現在

			当 J A 内	県内系統	他金融機関		
振込手数料	窓口 (電信・文書)	一般	3万円未満	220	660		
			3万円以上	440	880		
		組合員	3万円未満	110	605		
			3万円以上	220	770		
	A T M		3万円未満	0	385		
			3万円以上	0	550		
	個人 I B		3万円未満	0	385		
			3万円以上	0	550		
	定時自動送金		3万円未満	0	385		
			3万円以上	0	550		
給与賞与				3万円未満	0		
				3万円以上	0		
法人 I B	月額利用料	照会・振込サービス			1,100		
		照会・振込・データ伝送サービス			2,200		
	振込・総合振込	3万円未満	0	110	330		
		3万円以上	0	330	550		
	給与賞与	3万円未満	0	0	0		
		3万円以上	0	0	0		
	普通			660	660		
	至急				880		
定額自動集金取扱手数料					110		
代金取立手数料	普通				880		
	至急				1,100		
	クーポン券(宿泊券)		農協観光		220		
			上記以外		660		
振込・送金組戻料					880		
不渡手形返却料					880		
取立手形組戻料					880		
取立手形店頭呈示料					880		
署名鑑登録料					3,300		
各種発行手数料	手形用紙	1枚			55		
		1冊(25枚)			440		
		1冊(50枚)			880		
	小切手帳	1冊(25枚)			440		
		1冊(50枚)			880		
	自己宛小切手	1枚			550		
	当座勘定入金帳	1冊			550		
	口座振替依頼書	1冊			550		
	残高証明書	当 J A 書式			550		
		その他書式			1,100		
取引履歴明細表					2,200		

通帳・証書・カード関連手数料	通帳・証書 再発行					1,100	
	単体「Cキャッシュカード」新規発行					0	
	単体「Cキャッシュカード」再発行					1,100	
	クレジット一体型キャッシュカード 再発行					1,100	
	磁気キャッシュカード（ローンカード）再発行					1,100	
	キャッシュカード 暗証番号照会					1,100	
両替手数料  ※汚損した現金の交換・記念硬貨への 交換は無料です。	一般	1 枚	～	50 枚	0		
		51 枚	～	100 枚	220		
		101 枚	～	500 枚	330		
		501 枚	～	1,000 枚	660		
	以後、500枚ごとに330円加算						
	組合員	1 枚	～	100 枚	0		
		101 枚	～	500 枚	220		
		501 枚	～	1,000 枚	330		
		以後、500枚ごとに330円加算					
硬貨取扱手数料	一般	1 枚	～	500 枚	0		
		501 枚	～	1,000 枚	330		
		以後、500枚ごとに330円加算					
		組合員	1 枚	～	1,000 枚	0	
			以後、500枚ごとに330円加算				
全自動貸金庫	小型					13,200	
	中型					18,480	
	大型					26,400	
	貸金庫カード 再発行					1,100	
	貸金庫鍵 再発行					実費	
その他手数料	国債保護預り					0	
	暦年贈与サービス					1,800	
	年金宅配サービス					600	
	未利用口座管理手数料					1,320	
融資関連手数料	事務取扱手数料	住宅関連（有担保）		33,000			
		住宅関連（無担保）		5,500			
		生活関連		0			
		定期貯金・共済担保		1,100			
	線上返済手数料	一部繰上	住宅関連	5,500			
			生活関連	1,100			
		全部繰上	住宅関連	33,000			
			生活関連	1,100			
	条件変更手数料	住宅関連		5,500			
		生活関連		0			
	融資証明書					1,100	
※融資関連手数料は各条件がございます。詳細は窓口までお尋ねください。							

## 2. CD・ATM利用手数料

(1) JAバンクのキャッシュカードであれば、全国のJAバンクのATMの入出金にご利用の際の手数料はかかりません。(注)金融機関との共同設置による一部のATMでは手数料がかかります。

(2) 提携金融機関CD・ATMの利用手数料

JAバンク静岡のキャッシュカードで提携金融機関のATMをご利用になる場合の利用手数料

		セブン銀行 ATM利用時		コンビニATM (イーネット・LANs)		ゆうちょ銀行ATM利用時	
ご出金等	平日	8:00～8:45	220円	8:00～8:45	220円	8:00～21:00	110円
		8:45～18:00	110円	8:45～18:00	110円		
		18:00～21:00	220円	18:00～21:00	220円		
	土曜日	8:00～9:00	220円	8:00～9:00	220円		
		9:00～14:00	110円	9:00～14:00	110円		
		14:00～21:00	220円	14:00～21:00	220円		
	日曜・祝日	8:00～21:00	220円	8:00～21:00	220円		

		静岡銀行 ATM利用時		三菱UFJ銀行 ATM利用時		JFマリンバンク ATM利用時	
ご出金等	平日	8:00～8:45	220円	8:00～8:45	110円	8:00～21:00	終日無料
		8:45～18:00	無料	8:45～18:00	無料		
		18:00～21:00	220円	18:00～21:00	110円		
	土曜日	8:00～8:45	220円	8:00～21:00	110円	8:00～21:00	終日無料
		8:45～14:00	110円				
		14:00～21:00	220円				
	日曜・祝日	8:00～21:00	220円	8:00～21:00	110円	8:00～21:00	

(注)・セブン銀行・コンビニATM(イーネット・LANs)・ゆうちょ銀行はご出金・入金の利用料です。静岡銀行・三菱東京UFJ銀行・JFマリンバンクはご出金のみのお取扱です。

上記以外の提携金融機関のATMの利用可能時間・手数料は金融機関によって異なりますので、ご利用先の金融機関にご確認ください。

・コンビニATMのご利用手数料は、JAとの取引内容に応じ異なります。

[× も]

# 経営資料編

<b>1. 決算の状況</b>		<b>4. 共済事業の状況</b>	
(1) 貸借対照表	… 17	(1) 長期共済新契約高・保有高	… 33
(2) 損益計算書	… 18	(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	… 33
(3) キャッシュ・フロー計算書	… 19	(3) 介護共済・生活障害共済・ 特定重度疾病共済の共済金額保有高	… 33
(4) 注記表	… 20	(4) 年金共済の年金保有高	… 33
(5) 剰余金処分計算書	… 21	(5) 短期共済新契約高	… 33
(6) 部門別損益計算書	… 23		
<b>2. 経営指標</b>		<b>5. その他の事業の状況</b>	
(1) 損益の推移	… 24	(1) 購買事業取扱実績	… 34
(2) 主な財産状況等の推移	… 24	(2) 販売事業取扱実績	… 34
(3) 剰余金の配当状況	… 24	(3) 加工事業取扱実績	… 34
(4) 主な諸比率の状況	… 24	(4) 指導事業収支の内容	… 34
<b>3. 信用事業の状況</b>		<b>6. 自己資本の充実の状況</b>	… 35
(1) 貯貸率および貯証率の状況	… 25	(1) 自己資本の構成に関する事項	… 36
(2) 利益総括表	… 25	(2) 自己資本の充実度に関する事項	… 37
(3) 資金運用・調達の状況	… 25	(3) 信用リスクに関する事項	… 39
(4) 受取利息・支払利息の増減	… 25	(4) 信用リスク削減手法に関する事項	… 43
(5) 貸出金等に関する状況		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引 の取引相手のリスクに関する事項	… 45
④農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	… 26	(6) 証券化エクスボージャーに関する事項	… 45
(6) 貸倒引当金の状況	… 26	(7) 出資その他これらに類するエクスボー ジャーに関する事項	… 46
(7) 貸出金償却の状況	… 26	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスボージャーに関する事項	… 47
(8) 貸出金等の状況		(9) 金利リスクに関する事項 ①金利リスクの算定手法の概要	… 48
①貸出金種類別残高（構成比）	… 27	②金利リスクに関する事項	… 49
②運転資金・設備資金別残高	… 27		
③業種別貸出金残高（構成比）	… 27	<b>7. 財務諸表の正確性等にかかる確認</b>	… 50
④貸出金担保別の内訳	… 27		
⑤営農類型・資金種類別残高	… 28	<b>8. 会計監査人の監査</b>	… 50
⑥農業関係の受託貸付金残高	… 28		
(9) 貯金の状況			
①貯金種類別残高（構成比）	… 29		
(10) 有価証券等の状況			
①有価証券種類別残高（構成比）	… 30		
②有価証券の残存期間別残高	… 30		
③商品有価証券種類別残高（構成比）	… 30		
④有価証券等の時価情報	… 31		
(11) 公共債の窓口販売実績	… 32		
(12) 内国為替取扱実績	… 32		





(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (R2. 4. 1～ R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～ R4. 3. 31)	科 目	令和2年度 (R2. 4. 1～ R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～ R4. 3. 31)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	198,169	251,052	有価証券の取得による支出	△ 7,440,671	△ 11,223,145
減価償却費	197,632	206,445	有価証券の売却による収入	1,030,605	938,037
減損損失	74,600	154,569	補助金の受入れによる収入	174,282	176,472
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 24,512	10,113	固定資産の取得による支出	△ 1,085,621	△ 400,202
貯与引当金の増減額（△は減少）	△ 2,739	△ 1,576	固定資産の売却による収入	141,470	△ 7,048
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 126,371	1,549	資産除去債務からの支出	—	△ 89
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△ 8,779	8,192	外部出資による支出	△ 3,300,000	—
会員業務負担金引当金の増減額（△は減少）	△ 41,025	△ 45,454	外部出資の売却等による収入	2,999	—
その他引当金の増減額（△は減少）	△ 3,304	△ 3,746	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,476,935	△ 10,515,976
信用事業資金運用収益	△ 1,372,253	△ 1,321,188	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業資金調達費用	55,714	34,986	出資の増額による収入	9,101	8,250
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 152,997	△ 153,993	出資の払戻しによる支出	△ 16,778	△ 20,813
有価証券関係損益（△は益）	△ 63,846	△ 40,507	持分の取得による支出	△ 6,895	△ 6,228
固定資産売却損益（△は益）	58,913	8,374	持分の譲渡による収入	4,398	6,895
固定資産圧縮損	174,282	—	出資配当金の支払額	△ 16,676	△ 16,476
資産除去債務の増加額	33	△ 6	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,850	△ 28,372
一般補助金収益	△ 174,282	△ 176,472	4. 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 299,503	794,577
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,828,161	2,571,572
貸出金の純増（△）減	3,514,673	△ 843,677	6. 現金及び現金同等物の期末残高	2,571,572	3,370,552
預金の純増（△）減	290,000	10,330,000			
貯金の純増減（△）	6,203,844	1,440,451			
信用事業借入金の純増減（△）	△ 77,029	△ 43,986			
その他の信用事業資産の純増（△）減	21,160	7,562			
その他の信用事業負債の純増減（△）	13,823	242,937			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共済資金の純増減（△）	78,351	△ 47,018			
未経過共済付加収入の純増減（△）	△ 11,064	△ 12,407			
その他の共済事業資産の純増（△）減	—	—			
その他の共済事業負債の純増減（△）	6,940	△ 6,643			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未払金の純増（△）減	9,271	98,644			
経済受託債権の純増（△）減	△ 25,142	14,921			
棚卸資産の純増（△）減	△ 35,150	△ 50,242			
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 80,737	△ 37,342			
経済受託債務の純増減（△）	38,904	3,475			
その他の経済事業資産の純増（△）減	2,934	△ 801			
その他の経済事業負債の純増減（△）	—	10,661			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他の資産の純増（△）減	△ 38,604	107,378			
その他の負債の純増減（△）	31,209	△ 193,512			
信用事業資金運用による収入	1,385,017	1,311,756			
信用事業資金調達による支出	△ 71,748	△ 36,651			
共済貸付金利息による収入	△ 3,873	13,033			
小 計	10,042,013	11,240,878			
雑利息及び出資配当金の受取額	152,997	153,993			
法人税等の支払額	9,271	△ 55,945			
事業活動によるキャッシュ・フロー	10,204,282	11,338,926			

令和2年度	令和3年度
注記 内容	注記 内容
<p><b>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</b></p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1)満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2)その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(3)その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 購買品(飼料、肥料、農薬、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</li> <li>② 購買品(上記以外の品目)については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</li> </ul> <p>(2) その他の棚卸資産(製品)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、その他棚卸資産(仕掛品、原材料)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) その他の棚卸資産(貯蔵品)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権のうち、取立不能と認められる額298,526千円については、貸倒引当金の計上にかえて、帳簿価格を直接減額しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p>	<p><b>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</b></p> <p>1. 有価証券(外部出資を含みます。)の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1)満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)により行っています。</p> <p>(2)その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3)その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 購買品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 購買品(飼料、肥料、農薬、購買米)については、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</li> <li>② 購買品(上記以外の品目)については、売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</li> </ul> <p>(2) その他の棚卸資産(製品)については、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、その他棚卸資産(仕掛け品、原材料)については、個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>(3) その他の棚卸資産(貯蔵品)については、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある先(実質破綻先)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権のうち、取立不能と認められる額305,356,394円については、貸倒引当金の計上にかえて、帳簿価額を直接減額しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしています。</p>

令和2年度 注記内容	令和3年度 注記内容
(3)賞与引当金  職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。	(3)賞与引当金  職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
(4)役員退職慰労引当金  役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。	(4)役員退職慰労引当金  役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。
(5)ポイント引当金  総合ポイント制度に基づき会員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。	(5)ポイント引当金  総合ポイント制度に基づき会員に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。
(6)特例業務負担金引当金  農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。	(6)特例業務負担金引当金  農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準  当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。  主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。  ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利川者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利川者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。  ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利川者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利川者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。  ③加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利川者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利川者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。  ④利川事業 ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利川者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利川者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。  ⑤指導事業 組合員の育苗にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利川者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利川者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。	
5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。	
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。	
7. その他基本となる重要な会計方針 (事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について)  当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。  ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。	
(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)  購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表	

令和2年度 注記内容	令和3年度 注記内容
(表示方法の変更に関する注記) 農地利活用調整事業については、集積円滑化事業のJA直接事業の廃止により、「他の事業」内の表示としました。 農業経営事業については、「他の事業」表示していましたが、地場産品の普及・保持し、注視していく必要のある事業により事業科目表示としました。	示しております。
(会計上の見積り開示会計基準の適用初年度) 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。	
(会計方針の変更に関する注記) (収益認識に関する会計基準等の適用) 組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。	
(1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受人先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。	
(2) 発行したポイントの会計処理 主に購買事業において、総合ポイント制度に基づいて購買品の供給に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。なお、契約負債を経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しております。	
(3) 購買事業における支払獎勵金の会計処理 従来より、利用者等への奨励金支払い時に購買品供給高より控除して計上しておりますが、決算日までの購入実績等に基づき、将来の支払見込額のうち当期の購買品供給高に対応する金額についても合理的に見積もり、購買品供給高より控除して計上する方法に変更しております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適応適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。 この結果、利益剰余金の当期首残高は、7,699千円減少しております。また、当事業年度の事業収益が987,698千円、事業費用は987,528千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が170千円それぞれ減少しております。	
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	
(会計上の見積りに関する注記) 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 355,351千円(繰延税金負債との相殺前の総額) (2)その他の情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用して可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和3年2月に作成した3か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	(会計上の見積りに関する注記) 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 352,850千円(繰延税金負債との相殺前) (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利用して可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和4年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

令和2年度 注記 内容		令和3年度 注記 内容																									
2. 固定資産の減損		2. 固定資産の減損																									
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 74,600千円		(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 154,569千円																									
(2) その他の情報		(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報																									
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。		資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。																									
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。		固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和3年2月に作成した3か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、3か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。																									
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。		固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、一部の事業を除いて大きな影響がなく、短期間で終息するとした仮定を盛り込んだ令和4年3月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。																									
		これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。																									
3. 貸倒引当金		3. 貸倒引当金																									
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 360,500千円		(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。																									
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報		(2) ①算定方法 主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																									
(3) 貸借対照表に関する注記		(3) 貸借対照表に関する注記																									
1. 固定資産の圧縮記帳額は、682,939千円であり、その内訳は次のとおりです。		1. 固定資産の圧縮記帳額は、682,306千円であり、その内訳は次のとおりです。																									
(単位：千円)		(単位：千円)																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>501,232</td> <td>構築物</td><td>34,706</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td><td>114,684</td> <td>器具・備品</td><td>27,850</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>4,465</td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>		建物	501,232	構築物	34,706	機械装置	114,684	器具・備品	27,850	無形固定資産	4,465			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>501,232</td> <td>構築物</td><td>34,706</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td><td>114,051</td> <td>器具・備品</td><td>27,850</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>4,465</td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>		建物	501,232	構築物	34,706	機械装置	114,051	器具・備品	27,850	無形固定資産	4,465		
建物	501,232	構築物	34,706																								
機械装置	114,684	器具・備品	27,850																								
無形固定資産	4,465																										
建物	501,232	構築物	34,706																								
機械装置	114,051	器具・備品	27,850																								
無形固定資産	4,465																										
2. 理事及び監事に対する金銭債権、金銭債務はありません。		2. 理事及び監事に対する金銭債権、金銭債務はありません。																									
3. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の合計額は715,116千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの貸出金の額は貸倒引当金控除前の額です。		3. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は710,371千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。																									
(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は0円、延滞債権額は715,116千円です。		(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は331,477千円、危険債権額は378,894千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。																									
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和10年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第1号に規定する事由が生じている貸出金です。		(2) 債権のうち、三ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。																									
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。		なお、三ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。																									
(2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。		(3) 債権のうち、三ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。																									
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。		なお、三ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもので																									
(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。		また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三ヶ月以上延滞債権に該当しないもので																									
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。																											

令和2年度 注記内容	令和3年度 注記内容																																																												
4. 国債10,000千円を宅地等供給事業のため営業保証金として供託しています。	4. 国債10,000,000円を宅地等供給事業のため営業保証金として供託しています。																																																												
<b>(損益計算書に関する注記)</b>																																																													
1. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。																																																													
(1) 投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを行い、事業用店舗については原則として母店単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。また、本店、農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。																																																													
(2) 当事業年度における固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。																																																													
(単位:千円)																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧若山支店</td> <td>土地</td> <td>牧之原市</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>旧坂部支店</td> <td>建物等</td> <td>牧之原市</td> <td>52,683</td> </tr> <tr> <td>旧牧之原支店</td> <td>建物等</td> <td>牧之原市</td> <td>10,835</td> </tr> <tr> <td>旧川尻支店</td> <td>建物等</td> <td>吉田町</td> <td>10,378</td> </tr> <tr> <td>丸東集荷場跡地</td> <td>土地</td> <td>牧之原市</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;"><b>計</b></td><td><b>74,600</b></td></tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	減損損失額	旧若山支店	土地	牧之原市	122	旧坂部支店	建物等	牧之原市	52,683	旧牧之原支店	建物等	牧之原市	10,835	旧川尻支店	建物等	吉田町	10,378	丸東集荷場跡地	土地	牧之原市	581	<b>計</b>			<b>74,600</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶業施設</td> <td>建物等</td> <td>牧之原市</td> <td>111,314</td> </tr> <tr> <td>白羽農業センター</td> <td>建物等</td> <td>御前崎市</td> <td>24,245</td> </tr> <tr> <td>印片浜集出荷場</td> <td>建物等</td> <td>牧之原市</td> <td>15,162</td> </tr> <tr> <td>印御前崎支店</td> <td>建物等</td> <td>御前崎市</td> <td>2,860</td> </tr> <tr> <td>旧菅山支店</td> <td>土地</td> <td>牧之原市</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td>丸東集出荷場跡地</td> <td>土地</td> <td>牧之原市</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;"><b>計</b></td><td><b>154,559</b></td></tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	減損損失額	茶業施設	建物等	牧之原市	111,314	白羽農業センター	建物等	御前崎市	24,245	印片浜集出荷場	建物等	牧之原市	15,162	印御前崎支店	建物等	御前崎市	2,860	旧菅山支店	土地	牧之原市	549	丸東集出荷場跡地	土地	牧之原市	436	<b>計</b>			<b>154,559</b>
用途	種類	場所	減損損失額																																																										
旧若山支店	土地	牧之原市	122																																																										
旧坂部支店	建物等	牧之原市	52,683																																																										
旧牧之原支店	建物等	牧之原市	10,835																																																										
旧川尻支店	建物等	吉田町	10,378																																																										
丸東集荷場跡地	土地	牧之原市	581																																																										
<b>計</b>			<b>74,600</b>																																																										
用途	種類	場所	減損損失額																																																										
茶業施設	建物等	牧之原市	111,314																																																										
白羽農業センター	建物等	御前崎市	24,245																																																										
印片浜集出荷場	建物等	牧之原市	15,162																																																										
印御前崎支店	建物等	御前崎市	2,860																																																										
旧菅山支店	土地	牧之原市	549																																																										
丸東集出荷場跡地	土地	牧之原市	436																																																										
<b>計</b>			<b>154,559</b>																																																										
<p>これらの資産グループは、店舗再編成にもなる廃止等使用範囲の変化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、固定資産評価額等に基づき算定しています。</p>																																																													
<b>(金融商品の時価等に関する注記)</b>																																																													
1. 金融商品の状況に関する事項																																																													
(1) 金融商品に対する取組方針																																																													
<p>当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。</p>																																																													
(2) 金融商品の内容及びそのリスク																																																													
<p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p>																																																													
(3) 金融商品にかかるリスク管理体制																																																													
(①) 信用リスクの管理																																																													
<p>当組合は、個別の重要な案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>																																																													
(②) 市場リスクの管理																																																													
<p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。</p>																																																													
(③) 金融商品にかかるリスク管理体制																																																													
(①) 信扱リスクの管理																																																													
<p>当組合は、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。</p> <p>不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>																																																													
(②) 市場リスクの管理																																																													
<p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。</p>																																																													

令和2年度		令和3年度																																																																																																																																	
注記 内容		注記 内容																																																																																																																																	
(市場リスクに係る定量的情報)		を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。																																																																																																																																	
<p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。</p> <p>当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇した場合には、経済価値が1,140,740千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相間を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p>		<p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇した場合には、経済価値が92,319,381千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相間を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p>																																																																																																																																	
<p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>		<p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>																																																																																																																																	
<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に上了場合、当該価格が異なることもあります。</p>		<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に上了場合、当該価格が異なることもあります。</p>																																																																																																																																	
<h2>2. 金融商品の時価等に関する事項</h2> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めず(3)に記載しています。</p>																																																																																																																																			
<p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。</p>																																																																																																																																			
<p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金</td> <td>152,468,532</td> <td>162,470,067</td> <td>1,535</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>15,379,763</td> <td>15,453,548</td> <td>73,785</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>2,069,356</td> <td>2,143,111</td> <td>73,785</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>13,310,407</td> <td>13,310,407</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金(貸倒引当金控除後)</td> <td>40,743,562</td> <td>41,189,769</td> <td>416,206</td> </tr> <tr> <td>  貸出金(※1)</td> <td>41,086,288</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金(※2)</td> <td>△312,725</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済事業未収金(貸倒引当金控除)</td> <td>1,018,160</td> <td>1,018,160</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  経済事業未収金</td> <td>1,055,813</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金(※3)</td> <td>△7,652</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 計</td> <td>209,610,018</td> <td>210,161,545</td> <td>511,527</td> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>203,925,960</td> <td>203,979,460</td> <td>53,499</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>182,987</td> <td>185,012</td> <td>2,025</td> </tr> <tr> <td>経済事業未払金</td> <td>834,668</td> <td>834,668</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負 債 計</td> <td>204,943,615</td> <td>204,999,111</td> <td>55,525</td> </tr> </tbody> </table>			貸借対照表計上額	時 価	差 額	預 金	152,468,532	162,470,067	1,535	有価証券	15,379,763	15,453,548	73,785	満期保有目的の債券	2,069,356	2,143,111	73,785	その他有価証券	13,310,407	13,310,407	-	貸出金(貸倒引当金控除後)	40,743,562	41,189,769	416,206	貸出金(※1)	41,086,288			貸倒引当金(※2)	△312,725			経済事業未収金(貸倒引当金控除)	1,018,160	1,018,160	-	経済事業未収金	1,055,813			貸倒引当金(※3)	△7,652			資 産 計	209,610,018	210,161,545	511,527	貯 金	203,925,960	203,979,460	53,499	借入金	182,987	185,012	2,025	経済事業未払金	834,668	834,668	-	負 債 計	204,943,615	204,999,111	55,525	<p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金</td> <td>143,037,400</td> <td>143,038,832</td> <td>1,431</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>25,307,332</td> <td>25,340,361</td> <td>33,028</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>2,002,816</td> <td>2,035,845</td> <td>33,028</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>23,304,516</td> <td>23,304,516</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金(貸倒引当金控除後)</td> <td>41,544,570</td> <td>41,882,934</td> <td>338,364</td> </tr> <tr> <td>  貸出金</td> <td>41,896,033</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金(※1)</td> <td>△ 351,463</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済事業未収金(貸倒引当金控除)</td> <td>937,816</td> <td>937,816</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  経済事業未収金</td> <td>946,845</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金(※2)</td> <td>△ 9,028</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 計</td> <td>210,827,120</td> <td>211,199,945</td> <td>372,824</td> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>205,366,411</td> <td>205,378,466</td> <td>12,055</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>139,001</td> <td>139,727</td> <td>726</td> </tr> <tr> <td>経済事業未払金</td> <td>797,326</td> <td>797,326</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負 債 計</td> <td>206,302,738</td> <td>206,315,520</td> <td>12,782</td> </tr> </tbody> </table>			貸借対照表計上額	時 価	差 額	預 金	143,037,400	143,038,832	1,431	有価証券	25,307,332	25,340,361	33,028	満期保有目的の債券	2,002,816	2,035,845	33,028	その他有価証券	23,304,516	23,304,516	-	貸出金(貸倒引当金控除後)	41,544,570	41,882,934	338,364	貸出金	41,896,033			貸倒引当金(※1)	△ 351,463			経済事業未収金(貸倒引当金控除)	937,816	937,816	-	経済事業未収金	946,845			貸倒引当金(※2)	△ 9,028			資 産 計	210,827,120	211,199,945	372,824	貯 金	205,366,411	205,378,466	12,055	借入金	139,001	139,727	726	経済事業未払金	797,326	797,326	-	負 債 計	206,302,738	206,315,520	12,782
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																
預 金	152,468,532	162,470,067	1,535																																																																																																																																
有価証券	15,379,763	15,453,548	73,785																																																																																																																																
満期保有目的の債券	2,069,356	2,143,111	73,785																																																																																																																																
その他有価証券	13,310,407	13,310,407	-																																																																																																																																
貸出金(貸倒引当金控除後)	40,743,562	41,189,769	416,206																																																																																																																																
貸出金(※1)	41,086,288																																																																																																																																		
貸倒引当金(※2)	△312,725																																																																																																																																		
経済事業未収金(貸倒引当金控除)	1,018,160	1,018,160	-																																																																																																																																
経済事業未収金	1,055,813																																																																																																																																		
貸倒引当金(※3)	△7,652																																																																																																																																		
資 産 計	209,610,018	210,161,545	511,527																																																																																																																																
貯 金	203,925,960	203,979,460	53,499																																																																																																																																
借入金	182,987	185,012	2,025																																																																																																																																
経済事業未払金	834,668	834,668	-																																																																																																																																
負 債 計	204,943,615	204,999,111	55,525																																																																																																																																
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																
預 金	143,037,400	143,038,832	1,431																																																																																																																																
有価証券	25,307,332	25,340,361	33,028																																																																																																																																
満期保有目的の債券	2,002,816	2,035,845	33,028																																																																																																																																
その他有価証券	23,304,516	23,304,516	-																																																																																																																																
貸出金(貸倒引当金控除後)	41,544,570	41,882,934	338,364																																																																																																																																
貸出金	41,896,033																																																																																																																																		
貸倒引当金(※1)	△ 351,463																																																																																																																																		
経済事業未収金(貸倒引当金控除)	937,816	937,816	-																																																																																																																																
経済事業未収金	946,845																																																																																																																																		
貸倒引当金(※2)	△ 9,028																																																																																																																																		
資 産 計	210,827,120	211,199,945	372,824																																																																																																																																
貯 金	205,366,411	205,378,466	12,055																																																																																																																																
借入金	139,001	139,727	726																																																																																																																																
経済事業未払金	797,326	797,326	-																																																																																																																																
負 債 計	206,302,738	206,315,520	12,782																																																																																																																																
<p>(※1) 貸出金には、貸借対照表上惟資産に計上している職員福利貸付金33,931千円を含めています。</p> <p>(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(※3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>		<p>(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p> <p>(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>																																																																																																																																	

令和2年度 注記内容	令和3年度 注記内容								
(2) 金融商品の時価の算定方法	(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価手法の説明								
<b>【資産】</b>	<b>【資産】</b>								
①預金	①預金								
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。	満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下、OISという)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。								
②貸出金	②貸出金								
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。	貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。								
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。	また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。								
③有価証券	③有価証券								
債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については公表されている基準価格によっています。	債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。								
④経済事業未収金	④経済事業未収金								
経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。	経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。								
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。	また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。								
<b>【負債】</b>	<b>【負債】</b>								
①貯金	①貯金								
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。	要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。								
②借入金	②借入金								
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。	借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。								
固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。	固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。								
③経済事業未払金	③経済事業未払金								
経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。	経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。								
(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。	(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。								
(単位:千円)	(単位:千円)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">貸借対照表計上額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">外部出資(※1)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">11,768,719</td> </tr> </table>	区 分	貸借対照表計上額	外部出資(※1)	11,768,719	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">貸借対照表計上額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">外部出資(※1)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">11,768,719</td> </tr> </table>	区 分	貸借対照表計上額	外部出資(※1)	11,768,719
区 分	貸借対照表計上額								
外部出資(※1)	11,768,719								
区 分	貸借対照表計上額								
外部出資(※1)	11,768,719								
(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価図示の対象とはしていません。	(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価図示の対象とはしていません。								

令和2年度 注記内容							令和3年度 注記内容						
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額							(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額						
(単位:千円)							(単位:千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	152,468,532	-	-	-	-	-	預金	143,037,100	-	-	-	-	-
有価証券	97,431	108,799	108,799	209,839	511,479	14,343,115	有価証券	113,503	107,953	208,183	509,973	1,000,573	23,367,147
自保自有の 預金	66,539	64,389	61,389	61,389	61,389	1,745,258	自保自有の 預金	69,939	64,389	64,389	64,389	64,389	1,675,318
貯蓄等の預金	30,891	44,409	44,409	145,419	147,089	12,598,157	貯蓄等の預金	43,563	43,563	143,793	445,583	936,183	21,691,829
貸出金(※ 1,2)	4,427,838	3,160,268	2,819,776	2,613,900	2,295,129	25,430,787	貸出金(※ 1,2)	4,409,923	3,093,596	2,873,272	2,552,332	2,255,663	26,454,572
経済事業未収金(※ 3)	1,026,077	-	-	-	-	-	経済事業未収金(※ 3)	922,856	-	-	-	-	-
合計	158,019,879	3,269,067	2,928,575	2,823,739	2,806,608	39,774,203	合計	148,483,684	3,201,549	3,081,456	3,062,305	3,256,236	19,821,719

(※1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)700,208千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、延滞3か月以上生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 304,655千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等 29,735千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	180,387,766	11,669,800	9,785,096	868,527	1,214,770	-
借入金	46,558	31,873	28,221	21,933	12,721	38,680
合計	180,434,324	11,701,673	9,813,317	890,461	1,227,491	38,680

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)				
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,069,356	2,143,141	73,785
	合計	2,069,356	2,143,141	73,785

※ 時価が貸借対照表計上額を下回るものはありません。

- (2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)				
	種類	取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	債券	4,663,040	4,825,415	162,374
	国債	1,410,841	1,472,624	61,782
	地方債	1,166,668	1,217,181	50,513
	社債	2,085,531	2,135,610	50,078
	受益証券	1,255,803	1,453,307	197,504
	小計	5,918,843	6,278,722	369,879
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	債券	6,981,081	6,849,410	△ 131,671
	国債	6,483,267	6,354,500	△ 128,767
	社債	497,813	491,910	△ 2,903
	受益証券	198,712	182,275	△ 16,437
	小計	7,179,793	7,031,685	△ 148,108
	合計	13,098,637	13,310,407	211,770

※上記の評価差額から繰延税金負債57,831千円を差し引いた額153,935千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)				
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,002,816	2,035,845	33,028
	合計	2,002,816	2,035,845	33,028

※時価が貸借対照表計上額を下回るものはありません。

- (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)				
	種類	取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	債券	3,541,527	3,647,787	106,260
	国債	416,301	458,626	42,324
	地方債	1,137,052	1,183,691	26,639
	社債	1,988,173	2,025,470	37,296
	受益証券	2,001,294	2,235,337	234,013
	小計	5,542,821	5,883,125	340,303
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	債券	17,611,423	17,111,960	△ 499,463
	国債	13,113,237	12,668,110	△ 445,127
	地方債	4,498,185	4,443,850	△ 54,335
	社債	336,546	309,431	△ 27,115
	受益証券	17,947,970	17,421,391	△ 526,579
	小計	23,490,791	23,304,516	△ 186,275

※上記評価差額から繰延税金資産50,871千円を加えた額△135,403千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

令和2年度				令和3年度			
注記内容				注記内容			
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
種類	売却額	売却益	売却損	種類	売却額	売却益	売却損
債券	405,152	5,152	-	受益証券	481,105	35,126	-
社債	405,152	5,152	-	合計	481,105	35,126	-
受益証券	418,600	55,607	-				
合計	823,752	60,759	-				
4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。							
<b>(退職給付に係る会計基準の適用に関する注記)</b>							
1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。							
(1) 採用している退職給付制度の概要							
職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。							
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表							
(単位：千円)							
期首における退職給付債務	2,204,020			期首における退職給付債務	1,944,933		
勤務費用	112,916			勤務費用	104,940		
利息費用	17,191			利息費用	15,170		
数理計算上の差異の発生額	△36,184			数理計算上の差異の発生額	△ 22,782		
退職給付の支払額	△353,009			退職給付の支払額	△ 123,405		
期末における退職給付債務	1,944,933			期末における退職給付債務	1,918,857		
(3) 共済会給付金の期首残高と期末残高の調整表							
(単位：千円)							
期首における共済会給付金	1,172,722			期首における共済会給付金	1,091,947		
期待運用収益	6,098			期待運用収益	5,459		
数理計算上の差異の発生額	△62			数理計算上の差異の発生額	△ 107		
共済会拠出金	87,165			共済会拠出金	81,165		
退職給付の支払額	△173,976			退職給付の支払額	△ 79,264		
期末における共済会給付金	1,091,917			期末における共済会給付金	1,099,200		
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表							
(単位：千円)							
退職給付債務	1,944,933			退職給付債務	1,918,857		
共済会給付金	△1,091,947			共済会給付金	△ 1,099,200		
未認識数理計算上の差異	△72,251			未認識数理計算上の差異	△ 37,375		
退職給付引当金	780,732			退職給付引当金	782,282		
(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項							
(単位：千円)							
勤務費用	112,916			勤務費用	104,940		
利息費用	17,191			利息費用	15,170		
期待運用収益 共済会	△6,098			期待運用収益 共済会	△ 5,459		
数理計算上の差異の費用処理額	15,816			数理計算上の差異の費用処理額	12,204		
臨時に支払った割増退職金	63,814			臨時に支払った割増退職金	2,172		
退職給付費用	203,610			退職給付費用	129,028		
(6) 年金資産の主な内訳							
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。							
共済会							
預金	62.91%			預金	64.54%		
退職年金共済預け金	37.05%			退職年金共済預け金	35.45%		
合計	100.00%			合計	100.00%		

令和2年度 注記内容		令和3年度 注記内容	
(7) 割引率その他の数理計算上の計算に関する事項		(7) 割引率その他の数理計算上の計算に関する事項	
①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	0.78%	②割引率	0.78%
③長期期待運用収益率	共済会 0.52%	③長期期待運用収益率	共済会 0.50%
(8) 特例業務負担金の将来見込額		(8) 特例業務負担金の将来見込額	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため創出した特例業務負担金の額は23,622千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。		厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため創出した特例業務負担金の額は22,425千円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。また、同組合より示された令和4年3月現在における令和4年3月までの特例業務負担金の将来見込額は225,445千円となっています。	
また、同組合より示された令和3年3月現在における令和4年3月までの特例業務負担金の将来見込額は270,387千円となっています。		なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。	
なお、当事業年度末時点で算出した将来の負担見込額に長期前納割引額等を考慮した額を、特例業務負担金引当金として計上しています。			
<b>(税効果会計の適用に関する注記)</b>			
1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。		1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳		(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
繰延税金資産	(単位：千円)	繰延税金資産	(単位：千円)
退職給付引当金	213,218	退職給付引当金	213,641
貸倒引当金損金算入限度超過額	142,621	貸倒引当金損金算入限度超過額	147,631
固定資産減損損失	210,220	固定資産減損損失	241,535
特例業務負担金引当金	71,408	特例業務負担金引当金	58,995
賞与引当金	25,061	その他有価証券評価差額金	50,871
資産除去債務	19,426	固定資産圧縮損引当金	44,693
役員退職慰労引当金	10,023	賞与引当金	24,631
その他	12,302	資産除去債務	23,495
繰越欠損金	34,338	役員退職慰労引当金	12,260
繰延税金資産小計	738,620	その他	18,680
評価性引当額	△383,265	繰延税金資産小計	836,435
繰延税金資産合計	355,354	評価性引当額	△ 429,820
		繰延税金資産合計	406,615
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	57,831	資産除去債務に対応する除去費用	394
資産除去債務に対応する除去費用	420	繰延税金負債合計	394
繰延税金負債合計	58,251	繰延税金資産純額	406,220
繰延税金資産純額	297,099		
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内の内訳		(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内の内訳	
法定実効税率	27.31 %	法定実効税率	27.31 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.65 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.64 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.49 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 8.67 %
住民税均等割等	0.55 %	住民税均等割等	0.34 %
評価性引当額の増減	△ 23.12 %	評価性引当額の増減	14.17 %
その他	0.79 %	過年度法人税等	6.52 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 1.31 %	その他	△ 0.59 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.72 %
<b>(その他の注記事項)</b>			
1. オペレーティング・リース取引に関するもの		1. オペレーティング・リース取引に関するもの	
ファイナンス・リース取引以外のリース取引（オペレーティング・リース取引）については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。	(単位：千円)	ファイナンス・リース取引以外のリース取引（オペレーティング・リース取引）については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。	(単位：千円)
区分	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	10,082	37,838	47,921
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。（解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています。）			
区分	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	5,456	32,382	37,838
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。（解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています。）			
<b>(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)</b>			
1. 現金及び現金同等物資金の範囲		1. 現金及び現金同等物資金の範囲	
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。		キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。	
2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目的金額との関係		2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目的金額との関係	
現金及び預金勘定	(単位：千円)	現金及び預金勘定	(単位：千円)
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	153,184,572	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	143,653,552
現金及び現金同等物	150,613,000	現金及び現金同等物	140,283,000
	2,571,572		3,370,552

## (5) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 当期末処分剰余金	1,198,263	1,242,898
2. 任意積立金取崩額	1,000,000	—
高齢者等福祉事業資金積立金取崩額	495,000	—
特別積立金取崩額	505,000	—
3. 剰余金処分額	1,096,476	94,602
(1) 任意積立金	1,080,000	54,000
農業振興対策積立金	1,000,000	—
経営安定化積立金	40,000	29,000
情報通信対策積立金	40,000	25,000
(2) 出資配当金	16,476	40,602
4. 次期繰越剰余金	1,101,786	1,148,296

(注)

- 出資配当は年2.0%です。また、本年については、合併30周年記念配当として年3.0%を上乗せし、合計5%とします。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算を行っています。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額10,000千円が含まれています。

[× モ]



## 2. 経営指標

### (1) 損益の推移

(単位:百万円)

	平成29年第26期	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,254	9,363	8,803	7,758	7,151
信用事業	746	1,766	1,612	1,537	1,461
共済事業	75	1,099	1,048	1,011	929
農業関連事業	226	3,980	3,762	3,457	3,870
生活その他事業	205	2,507	2,375	1,747	886
営農指導事業	0	8	4	5	3
経常利益	511	272	256	334	416
当期剰余金	365	55	△ 219	200	148

- (注) 1. 「経常収益」は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 「当期剰余金」は銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 「信託業務」の取扱は行っていません。

### (2) 主な財産状況等の推移

(単位:百万円、口、%)

	平成29年第26期	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
総資産額	224,563	225,772	222,426	228,855	230,051
貯金等残高	199,105	200,143	197,722	203,925	205,366
貸出金残高	43,495	45,621	44,567	41,052	41,896
有価証券残高	1,631	5,274	8,615	15,379	25,307
純資産額	20,756	20,827	20,327	20,712	20,535
出資金	857	852	839	831	819
(出資口数)	( 857,288 )	( 852,924 )	( 839,571 )	( 831,894 )	( 819,331 )
単体自己資本比率	24.00	22.95	22.60	21.21	21.52
職員数	448	434	408	390	362

- (注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

### (3) 剰余金の配当状況

(単位:百万円、%)

	平成29年第26期	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
出資配当率	—	2.00	2.00	2.00	5.00
出資金額	—	16	16	16	40

### (4) 主な諸比率の状況

(単位:百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	備 考
①事業粗利益 (事業粗利益率)	3,195 1.37	3,071 1.29	損益計算書の事業総利益 事業粗利益(事業総利益)÷総資産平均残高×100
②信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,291 0.62	1,232 0.58	損益計算書の信用事業総利益 信用事業粗利益(信用事業総利益)÷信用事業資産平均残高×100
③総資産経常利益率	0.14	0.18	経常利益÷総資産平均残高×100
④資本経常利益率	1.63	2.02	経常利益÷純資産平均残高×100
⑤総資産当期純利益率	0.08	0.06	当期剰余金÷総資産平均残高×100
⑥資本当期純利益率	0.98	0.72	当期剰余金÷純資産平均残高×100

### 3. 信用事業の状況

#### (1) 貯貸率および貯証率の状況

(単位: %)

項 目	期末残高		期中平残	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
貯 貸 率	20.13	20.40	20.65	20.46
貯 証 率	7.54	12.32	6.27	9.33

(注) 「貯貸率」とは貯金に対する貸出金の割合を表したもので、「貯証率」とは貯金に対する有価証券の割合を表しています。

#### (2) 利益総括表

(単位: 百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,319	1,291	△ 28
資 金 運 用 収 益	1,375	1,326	△ 49
資 金 調 達 費 用	55	34	△ 21
役 務 取 引 等 収 支	37	37	0
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 96	△ 97	△ 1
信 用 事 業 純 利 益	1,362	1,329	△ 33
事 業 純 益	281	382	101
実 質 事 業 純 益	290	382	92
コ ア 事 業 純 益	285	382	97
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	285	382	97

#### (3) 資金運用・調達の状況

(単位: 百万円、 %)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	206,433	1,375	0.66	209,586	1,326	0.63
うち預金	152,024	847	0.55	148,311	752	0.50
うち有価証券	12,682	101	0.80	19,198	169	0.88
うち貸出金	41,726	426	1.02	42,076	404	0.96
資金調達勘定	202,198	52	0.02	205,734	30	0.01
うち貯金・定期積金	201,992	50	0.02	205,578	29	0.01
うち借入金	206	1	0.73	155	1	0.71
利 ざ や や			0.62			0.59
総 資 金 利 ざ や			0.05			0.08

(注) 1. 利ざやは運用利回り－調達利回り

2. 総資金利ざやは運用利回り－資金調達原価率（調達利回り＋経費率※）

※経費率＝信用部門の事業管理費÷調達資金平均残高

3. 預金利息は受取事業分量配当金を含めています（以下同様）。

#### (4) 受取利息・支払利息の増減

(単位: 百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息	△ 88	△ 49
うち預金利息	△ 89	△ 95
うち有価証券利息・配当金	59	68
うち貸出金利息	△ 59	△ 22
支払利息	△ 22	△ 22
うち貯金・定期積金利息等	△ 20	△ 21
うち借入金利息	0	0
差 引	△ 66	△ 27

(注) 各欄には前年度に対する増減額を記載しています。

## (5) 貸出金等に関する状況

### ①農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	321	159	63	99
	令和3年度	331	167	71	92
危険債権	令和2年度	393	54	97	242
	令和3年度	378	43	77	251
要管理債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
小計	令和2年度	715	213	160	341
	令和3年度	710	211	148	343
正常債権	令和2年度	40,337			
	令和3年度	41,185			
合計	令和2年度	41,052			
	令和3年度	42,606			

#### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

#### 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

#### 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

#### 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

#### 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

#### 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (6) 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

区分	前期繰越高	当期増加高	期中期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	—	9	—	9
	令和3年度	9	7	9	7
個別貸倒引当金	令和2年度	374	341	9	365
	令和3年度	341	353	3	338
合計	令和2年度	374	350	9	365
	令和3年度	350	360	3	347

(注) 貸倒引当金には信用事業以外の債権にかかるものを含んでいます。

## (7) 貸出金償却の状況

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	—	—

## (8) 貸出金等の状況

### ①貸出金種類別残高（構成比）

(単位：百万円、%)

項目	期末残高		平均残高	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
手形貸付金	86 (0.20%)	89 (0.21%)	218 (0.52%)	173 (0.41%)
証書貸付金	40,237 (98.01%)	41,041 (97.95%)	40,697 (97.48%)	41,178 (97.84%)
当座貸越	727 (1.77%)	764 (1.82%)	829 (1.98%)	735 (1.74%)
割引手形	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
貸出金計	41,052 (100.00%)	41,896 (100.00%)	41,745 (100.00%)	42,087 (100.00%)
(うち固定金利貸出金)	(26.60%)	(25.90%)		
(うち変動金利貸出金)	(70.60%)	(71.92%)		

(注) ( ) 内は、構成比を表したものです。

### ②運転資金・設備資金別残高

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
運転資金	2,795	2,669
設備資金	38,257	39,227

注：1. 運転資金には当座貸越を含んでいます。

2. 全ての貸出金を設備資金と運転資金に区分して開示しております。住宅関連ローンや自動車ローンは設備資金としております。

### ③業種別貸出残高（構成比）

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
農業	3,967 (9.6%)	3,805 (9.0%)
林業	— (—)	— (—)
水産業	337 (0.8%)	341 (0.8%)
製造業	9,901 (24.1%)	10,481 (25.0%)
農業	114 (0.2%)	144 (0.3%)
建設業	2,755 (6.7%)	2,945 (7.0%)
不動産業	2,404 (5.8%)	2,486 (5.9%)
事業	428 (1.0%)	501 (1.1%)
運輸・通信業	1,473 (3.5%)	1,507 (3.5%)
関連卸売・小売・飲食業	746 (1.8%)	949 (2.2%)
サービス業	4,139 (10.0%)	4,506 (10.7%)
金融・保険業	1,600 (3.8%)	1,593 (3.8%)
地方公共団体	2,206 (5.3%)	2,300 (5.4%)
その他	10,976 (26.7%)	10,330 (24.6%)
小計	41,052 (100.0%)	41,896 (100.0%)
住宅・生活関連、その他	— (—)	— (—)
合計	41,052 (100.0%)	41,896 (100.0%)

(注) 1. ( ) 内は、構成比を表しています。

2. 業種は主たる業種としています。残高及び構成比は主たる業種以外の業種に対する貸出金を含んでいます。

### ④貸出金担保別の内訳

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
定期貯金・定期積金	2,169	2,036
不動産	5,969	5,526
動産	6	—
有価証券	0	—
その他の担保	158	142
担保合計	8,303	7,706
機関保証	29,274	30,553
信用その他	3,474	3,636
合計	41,052	41,896

(注) 1. 債務保証はありません。

2. ひとつの貸出金で、不動産担保および機関保証を付保している場合は、機関保証のみに記載しています。

3. 機関保証とは、農業信用基金協会、信用保証協会等による保証です。

4. 信用その他には個人保証貸出が含まれます。

⑤ 営農類型・資金種類別残高

(単位：百万円)

種類		令和2年度	令和3年度
営農類型別	農業	1,906	1,504
	穀作	34	17
	野菜・園芸	115	106
	果樹・樹園農業	14	35
	工芸作物	1,015	968
	養豚・肉牛・酪農	23	33
	その他農業	703	343
	農業関連団体等	28	14
合計		1,935	1,519
資金種類別	プロパー資金	1,550	1,171
	農業制度資金	385	348
	農業近代化資金	198	201
	その他制度資金	186	146
合計		1,935	1,519

- (注) 1. 農業の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、土地改良区、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、他のJAや経済連やJA等の子会社が含まれています。  
茶農協など専門農協への貸出は該当する作目に計上しています。
4. プロパー資金とは、貸出金のうち制度資金以外のものをいいます。
5. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJA等が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金（間接融資）と②を対象としています。

⑥ 農業関係の受託貸付金残高

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
日本政策金融公庫資金	176	134
その他	6	4
合計	182	139

(9) 資金の状況

① 資金種類別残高（構成比）

（単位：百万円、%）

項目	期末 残 高		平 均 残 高		
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
流动	当 座 資 金	756 ( 0.37%)	615 ( 0.29%)	636 ( 0.31%)	828 ( 0.40%)
性	普 通 資 金	75,334 ( 36.94%)	83,170 ( 40.49%)	72,503 ( 35.89%)	80,211 ( 39.01%)
貯	貯 蓄 資 金	265 ( 0.12%)	265 ( 0.12%)	257 ( 0.12%)	267 ( 0.12%)
金	通 知 資 金	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )
定期	定 期 資 金	120,977 ( 59.32%)	115,928 ( 56.44%)	121,553 ( 60.17%)	118,195 ( 57.49%)
性	(固定金利定期貯金)	( 99.90%)	( 99.90%)		
貯	(変動金利定期貯金)	( 0.00%)	( 0.00%)		
金	定 期 積 金	6,558 ( 3.21%)	5,327 ( 2.59%)	6,979 ( 3.45%)	6,004 ( 2.92%)
そ の 他 の 資 金	33 ( 0.01%)	59 ( 0.02%)	58 ( 0.02%)	68 ( 0.03%)	
資 金 合 計	203,925 ( 100.00%)	205,366 ( 100.00%)	201,989 ( 100.00%)	205,576 ( 100.00%)	

(注) ( ) 内は、構成比を表したものです。

## (10) 有価証券等の状況

### ①有価証券種類別残高（構成比）

(単位:百万円、%)

項目	期末残高		平均	残高
	令和2年度	令和3年度		
国 債	7,827 (50.89%)	13,126 (51.87%)	6,118 (48.24%)	9,077 (47.29%)
地 方 債	3,286 (21.37%)	3,166 (12.51%)	3,276 (25.83%)	3,199 (16.67%)
社 債	2,630 (17.10%)	6,469 (25.56%)	2,007 (15.83%)	5,100 (26.57%)
受 益 証 券	629 (4.10%)	1,071 (4.23%)	582 (4.59%)	631 (3.29%)
投 資 証 券	1,005 (6.54%)	1,473 (5.82%)	697 (5.50%)	1,188 (6.19%)
合 計	15,379 (100.00%)	25,307 (100.00%)	12,682 (100.00%)	19,197 (100.00%)

注：1 ( ) 内は構成比を表わしたものです。

2. 外国株式、外国債券、政府保証債、株式は保有しておりません。

貸付有価証券は有価証券の種類ごとに記載しています。

### ②有価証券の残存期間別残高

国債			地方債		
(単位:百万円)			(単位:百万円)		
区分	令和2年度	令和3年度	区分	令和2年度	令和3年度
1年以下	—	—	1年以下	—	—
1年超3年以下	—	—	1年超3年以下	—	—
3年超5年以下	—	—	3年超5年以下	—	—
5年超10年以下	—	—	5年超10年以下	—	—
10年超	7,827	13,126	10年超	3,286	3,166
期間の定めのないもの	—	—	期間の定めのないもの	—	—
合計	7,827	13,126	合計	3,286	3,166

社債			受益証券		
(単位:百万円)			(単位:百万円)		
区分	令和2年度	令和3年度	区分	令和2年度	令和3年度
1年以下	—	—	1年以下	—	—
1年超3年以下	—	100	1年超3年以下	—	—
3年超5年以下	503	1,294	3年超5年以下	—	—
5年超10年以下	1,110	1,899	5年超10年以下	—	—
10年超	1,016	3,175	10年超	—	—
期間の定めのないもの	—	—	期間の定めのないもの	629	1,071
合計	2,630	6,469	合計	629	1,071

投資証券		
(単位:百万円)		
区分	令和2年度	令和3年度
期間の定めのないもの	1,005	1,473

### ③商品有価証券種類別残高（構成比）

該当する取引はありません。

#### ④有価証券等の時価情報

##### ・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

令和2年度			令和3年度		
貸借対照表価額	時価	差額	貸借対照表価額	時価	差額
2,069	2,143	73	2,002	2,035	33

(注)満期保有目的債券の時価は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

##### ・その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類	令和2年度			令和3年度		
	取得原価	貸借対照表価額	評価差額	取得原価	貸借対照表価額	評価差額
株式	—	—	—	—	—	—
債券	11,644	11,674	30	21,152	20,759	△ 393
その他	1,454	1,635	181	2,337	2,544	206
合計	13,098	13,310	211	23,490	23,304	△ 186

(注) 1. 上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

2. 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

##### ・時価のない主な有価証券の内容

(単位:百万円)

種類	貸借対照表価額	
	令和2年度	令和3年度
子会社および関連会社株式	—	—
その他の有価証券	11,768	11,768
(系統機関出資金)	11,557	11,557
(系統機関外出資金)	211	211

(注) 上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

##### ・金銭の信託の内容

(単位:百万円)

種類	令和2年度			令和3年度		
	取得原価	貸借対照表価額	評価差額	取得原価	貸借対照表価額	評価差額
運用目的	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

- ・デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引  
 該当する取引はありません。

(11) 公共債の窓口販売実績

(単位:百万円)

種類	窓口販売実績	
	令和2年度	令和3年度
国債	33	76

(12) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替 金	件数 49,624	12 84,811	302 48,404	119 79,496
代金取立為替 金	件数 —	—	— 5	— —
雜為替 金	件数 28,004	15 40,041	16 24,980	12 37,945
合計	件数 77,651	27 124,854	318 73,389	131 117,442



## 5. その他の事業の状況

### (1) 購買事業取扱実績

(単位:百万円)

種類	購買品供給高	
	令和2年度	令和3年度
生産資材		
飼肥料	29	35
農業保育	542	512
包装材	497	518
農業機械	60	135
その他	150	141
小計	381	330
合計	1,839	1,834
生活資材		
食品	米	7
	生鮮食品	15
	一般食品	36
衣料		34
耐久消費材	10	11
日用品	28	32
LPGガス	102	120
石油類	120	118
その他	513	601
小計	853	854
合計	1,689	1,781

### (2) 販売事業取扱実績

(単位:百万円)

種類	販売品販売・取扱高	
	令和2年度	令和3年度
農産物		
米	57	50
加工用甘藷・馬鈴薯	53	63
野菜	922	1,057
果実	394	434
茶	0	0
花き・花木	283	368
その他農林水産物	315	308
小計	2,026	2,282
畜産物		
生乳	18	18
肉用牛	79	63
肉豚	286	247
その他畜産物	—	—
小計	385	329
合計	2,412	2,612

### (3) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

種類	製品販売高	
	令和2年度	令和3年度
製品	1,253	1,680
販売高	398	453
合計	1,651	2,134

### (4) 指導事業収支の内容

(単位:百万円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
収入	指導補助金	0	0	0
	実費収入	4	3	3
	計	5	3	3
支出	指導支出	36	37	37
	計	36	37	37

## 6. 自己資本の充実の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和4年3月末の当JAの自己資本比率は、21.52%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当組合の自己資本は組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	ハイナン農業協同組合
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	20,678百万円（前年度20,551百万円）

(注)

1. 普通出資のうち6百万円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当JAで取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
2. 当JAには普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。

当組合では、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理をしリスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1)自己資本の構成に関する事項

	令和2年度 経過措置による 不算入額	令和3年度 経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員資本の額	20,542	20,671
うち、出資金及び資本準備金の額	831	819
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	19,733	19,858
うち、外部流出予定額（△）	16	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	△ 6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	7
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	9	7
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を並じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	20,551
コア資本に係る調整項目		20,678
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	0
<b>自己資本</b>		
自己資本の額（(イ)-(ロ)）	(ハ)	20,550
リスク・アセット等		20,678
信用リスク・アセットの額の合計額	90,578	90,093
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,297	5,958
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	96,876
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率（(ハ)/(二)）		21.21% 21.52%

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JVAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JVAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## (2)自己資本の充実度に関する事項

## ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポート ジャヤーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本 額 b = a × 4 %	エクスポート ジャヤーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本 額 b = a × 4 %
現金	716	—	—	616	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	7,900	—	—	13,539	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	5,446	—	—	5,444	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	152,470	30,494	1,219	143,039	28,607	1,144
法人等向け	5,092	4,449	177	8,270	5,669	226
中小企業等向けおよび個人向け	17,879	13,409	536	18,189	13,642	545
抵当権付住宅ローン	3,587	1,255	50	3,375	1,181	47
不動産取得等事業向け	666	666	26	530	530	21
三月以上延滞等	34	47	1	22	32	1
取立未済手形	32	6	0	31	6	0
農業基金協会・信用保証協会等による保証付	11,809	1,180	47	12,918	1,291	51
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	439	439	17	439	439	17
(うち出資等のエクスポートジャヤー)	439	439	17	439	439	17
(うち重要な出資のエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	21,180	39,458	1,578	21,443	40,923	1,636
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャヤー)	500	1,251	50	1,303	3,259	130
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤー)	11,329	28,323	1,132	11,329	28,323	1,132
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー)	355	888	35	353	883	35
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスボージャー)	8,995	8,995	359	8,456	8,456	338
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	-	-	-	2,337	-	-
(うちルックスルーワ方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスボージャー計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスボージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	227,255	91,407	3,656	230,197	92,324	3,692
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	6,297	251	5,958	238		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	96,876	3,875	96,051	3,842		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を現エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランス含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。(当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。)
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
- 「経過措置によりリスクアセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引、その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信川リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーディングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するため必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②信用リスクに関するエクスボージャー（地域別、業種別、残存期間別）  
及び三月以上延滞エクスボージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和2年度				令和3年度				
		信用リスクに関するエクスボージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスボージャー	信用リスクに関するエクスボージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国 内	227,596	41,109	13,730	—	51	228,207	41,954	23,189	—	25
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	227,596	41,109	13,730	—	51	228,207	41,954	23,189	—	25
法 人	農業	269	269	—	—	281	281	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	175	175	—	—	157	157	—	—	—
	鉱業	1	1	—	—	1	1	—	—	—
	建設・不動産業	1,827	1,827	—	—	2,019	2,019	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	803	—	803	—	2,007	—	2,007	—	—
	運輸・通信業	1,286	—	1,286	—	2,091	—	2,091	—	—
	金融・保険業	152,971	—	500	—	144,842	—	1,804	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	395	395	—	—	970	368	602	—	—
日本国政府・地方公共団体	13,530	2,389	11,140	—	—	19,155	2,471	16,683	—	—
上記以外	993	964	—	—	28	907	888	—	—	18
個 人	35,085	35,085	—	—	22	35,766	35,766	—	—	6
その他	20,256	—	—	—	—	20,005	—	—	—	—
業 種 別 計	227,596	41,109	13,730	—	51	228,207	41,954	23,189	—	25
1年以下	153,261	791	—	—		144,057	1,018	—	—	
1年超3年以下	1,560	1,560	—	—		1,428	1,328	100	—	
3年超5年以下	2,984	2,482	501	—		3,591	2,303	1,288	—	
5年超7年以下	3,290	2,906	383	—		2,691	2,691	—	—	
7年超10年以下	3,705	3,002	702	—		4,850	2,945	1,905	—	
10年超	41,655	29,512	12,142	—		50,698	30,803	19,895	—	
期限の定めのないもの	21,138	852	—	—		20,888	865	—	—	
残存期間別残高計	227,596	41,109	13,730	—		228,207	41,954	23,189	—	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAHはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスボージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスボージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度						令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中減少額		期末残高			
			目的使用	その他			目的使用	その他				
一般貸倒引当金	-	9			9	9	7		9		7	
個別貸倒引当金	374	341	9	365	341	341	353	3	338	353		

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度						令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	374	341	9	365	341		341	353	3	338	353	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	374	341	9	365	341		341	353	3	338	353	
法人	農業	47	48	-	47	48	-	48	51	-	48	51
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	27	-	-	27	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	210	190	-	210	190	-	190	181	-	190	181
個人	116	102	9	107	102	-	102	94	3	99	94	-
業種別計	374	341	9	365	341	-	341	353	3	338	353	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	16,656	16,656	—	21,988	21,988
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	11,599	11,599	—	12,712	12,712
	リスク・ウェイト20%	—	153,280	153,280	—	144,028	144,028
	リスク・ウェイト35%	—	3,543	3,543	—	3,349	3,349
	リスク・ウェイト50%	1,286	20	1,306	5,202	3	5,205
	リスク・ウェイト75%	—	15,020	15,020	—	15,393	15,393
	リスク・ウェイト100%	803	13,170	13,973	—	12,521	12,521
	リスク・ウェイト150%	—	29	29	—	20	20
	リスク・ウェイト250%	—	12,185	12,185	—	12,986	12,986
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		2,089	225,506	227,596	5,202	223,004	228,207

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。」
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがありますが、当JAにはありません。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスボージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	0	—	0	—
中小企業等向け及び個人向け	60	772	57	951
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	0	4	28	5
合計	60	777	86	957

(注)

- 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポート、及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。
- 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
- 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資（県信連等のJAグループ等への出資）については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	11,768	11,768	11,768	11,768
合計	11,768	11,768	11,768	11,768

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

### ③出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—	—

### ④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

### ⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(8) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

該当エクスポートナーは保有しておりません。

## (9) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

#### ◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量( $\Delta EVA$ )については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定期間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定期間  
流動性に割り当てられた最長の金利改定期間は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta EVA$ の全事業年度末からの変動要因は、預け金が減少したことによるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。  
金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量( $\Delta$ )  
算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

#### ◇ $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ と大きく異なる点  
特段ありません。)

## ②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
項		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	1,516	2,649	△ 41	34
2	下方パラレルシフト	△ 852	△ 1,906	0	0
3	ステイープ化	1,853	2,844		
4	フラット化	△ 819	△ 1,882		
5	短期金利上昇	△ 226	△ 227		
6	短期金利低下	△ 62	△ 44		
7	最大値	1,853	2,844	0	34
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	20,550		20,678	

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

1. 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認しました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月28日  
ハイナン農業協同組合  
代表理事組合長 大石 直司

## 8. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 法定開示項目との比較

「農業協同組合法施行規則」第204条（組合単体開示）に基づく開示項目と当資料におけるその該当項目および掲載ページは次のとおりです。

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ
<b>[組合単体開示項目]</b>		
<b>イ. 組合（JA）の概況及び組織に関する事項</b>		
(1) 業務の運営の組織	当組合の概況 1 組合の機構	11
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	当組合の概況 4 役員の状況	12
(3) 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	経営資料編 8 会計監査人の監査	50
(4) 事務所の名称及び所在地	当組合の概況 8 店舗・地区等の状況 (当組合にはありません)	13
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項		
<b>ロ. 組合の主要な業務の内容</b>	事業のご案内	14
<b>ハ. 組合の主要な業務に関する事項</b>		
(1) 直近の事業年度における事業の概況	事業の概況	4
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況		
(i) 経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	経営資料編 2 経営指標 (1) 損益の推移	24
(ii) 経常利益又は経常損失	経営資料編 2 経営指標 (1) 損益の推移	24
(iii) 当期剰余金又は当期損失金	経営資料編 2 経営指標 (1) 損益の推移	24
(iv) 出資金及び出資口数	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(v) 純資産額	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(vi) 総資産額	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(vii) 賀金等残高	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(viii) 貸出金残高	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(ix) 有価証券残高	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(x) 単体自己資本比率	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(xi) 剰余金の配当の金額	経営資料編 2 経営指標 (3) 剰余金の配当状況	24
(xii) 職員数	経営資料編 2 経営指標 (2) 主な財産状況等の推移	24
(xiii) 信託勘定等	(当組合にはありません)	24
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		
① 主要な業務の状況を示す指標		
a 事業粗利益及び事業粗利益率	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	24
b 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	経営資料編 3 信用事業の状況 (2) 利益総括表	25
c 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	経営資料編 3 信用事業の状況 (3) 資金運用・調達の状況	25
d 受取利息及び支払利息の増減	経営資料編 3 信用事業の状況 (4) 受取利息・支払利息の増減	25
e 総資産経常利益率及び資本経常利益率	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	24

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ数
f 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	経営資料編 2 経営指標 (4) 主な諸比率の状況	24
(2) 賯金に関する指標		
a 流動性賯金、定期性賯金、譲渡性賯金その他の賯金の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 賯金の状況	29
b 固定自由金利定期賯金、変動自由金利定期賯金及びその他の区分毎の定期賯金の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (9) 賯金の状況	29
(3) 貸出金等に関する指標		
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) 貸出金等の状況 ①貸出金種類別残高（構成比）	27
b 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) 貸出金等の状況 ①貸出金種類別残高（構成比）	27
c 担保の種類別（賯金等、有価証券、動産、不動産その他の担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) 貸出金等の状況 ④貸出金担保別の内訳	27
d 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) 貸出金等の状況 ②運転資金・設備資金別残高	27
e 主要な農業関係の貸出実績	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) ⑤営農類型・資金種類別残高、⑥農業関係の受託貸付金残高	28
f 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金総額に対する割合	経営資料編 3 信用事業の状況 (8) 貸出金等の状況 ③業種別貸出残高（構成比）	27
g 賯貸率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3 信用事業の状況 (1) 賯貸率および賯証率の状況	25
(4) 有価証券に関する指標		
a 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	（当組合にはありません）	
b 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の区分をいう。次において同じ。）の残存期間別の残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 有価証券等の状況 ②有価証券の残存期間別残高	30
c 有価証券の種類別の平均残高	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 有価証券等の状況 ①有価証券種類別残高	30
d 賯証率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3 信用事業の状況 (1) 賯貸率および賯証率の状況	25
二. 組合の業務の運営に関する事項		
(1) リスク管理の体制	リスク管理への取組み	7
(2) 法令遵守の体制	コンプライアンスへの取組み	7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	地域・文化への貢献と農業振興活動	6
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	金融ADR制度への対応	8
ホ. 組合の直近の2事業年度における財産の状況		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	経営資料編 1 決算の状況	17

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (i) 破綻先債権に該当する貸出金 (ii) 延滞債権に該当する貸出金 (iii) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	経営資料編 3 信用事業の状況 (5) 貸出金に関する状況	26
(3) 元本補填契約のある金銭の信託	(当組合にはありません)	
(4) 自己資本の充実の状況	経営資料編 6 自己資本の充実の状況	35
(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価 (i) 有価証券 (ii) 金銭の信託 (iii) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 有価証券等の状況) ④ 有価証券等の時価情報 経営資料編 3 信用事業の状況 (10) 有価証券等の状況) ④ 有価証券等の時価情報 (当組合にはありません)	31 31
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	経営資料編 3 信用事業の状況 (6) 貸倒引当金の状況	26
(7) 貸出金償却の額	経営資料編 3 信用事業の状況 (7) 貸出金償却の状況	26
(8) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	経営資料編 8 会計監査人の監査	50